

■ 第2回新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：平成30年8月30日（水）午後3時～

場所：新潟市役所本館6階新潟市議会第4委員会室

（司 会）

人権教育・啓発推進委員会第2回委員会を開催させていただきます。

私は、司会進行をさせていただきます、広聴相談課の島貫と申します。よろしくお願いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。本日は、委員の方9名全員がご出席ではございますけれども、室橋委員が30分程度遅れるというご連絡をいただいております。

それでは、本日、第2回委員会の開催にあたりまして、新潟市広聴相談課長の川崎よりごあいさつを申し上げます。

（広聴相談課長）

今、ご紹介にあずかりました、広聴相談課長の川崎でございます。本日はお忙しい中、お集まりくださいまして、大変ありがとうございます。

前回の第1回では、この委員会の設置の趣旨、年間のスケジュールを説明させていただきながら、人権に関する市民意識調査の内容を中心にご議論いただきました。第1回の委員会でのご意見、その後に追加で提出いただいたご意見につきましては、私どもの各人権課題の担当の所管課とも検討いたしまして、調査票の事務局修正案をまとめさせていただいて、皆様にお送りさせていただきました。本日の第2回の委員会では、この事務局修正案について再度ご意見をいただきながら、調査票を完成していきたいと考えておりますので、よろしくお願したいと思っております。皆様からは第1回の委員会に続きまして、専門的なお立場、市民としてのお立場、そうした立場からご意見いただきながら、これから市民意識調査の実態把握につなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願したいと思っております。

（司 会）

ここで第1回委員会にはご都合により、やむなくご欠席となりました、太田委員より自己紹介をお願いしたいと思います。

（太田委員）

太田です。今日、出席された人、第1回目はどうもすみませんでした。

私のほうの課題は、部落解放同盟ということで出席させていただいております。皆さんのお手元に現在の部落の状況について書いております。新潟日報の記事ですが、この中では結婚、従業員の採用などでの身元調査をすることは当然10.1パーセント、よくないことだ、ある程度、しかたがないということで、県が13年度調査を行った結果、10.1パーセントと55.3パーセントですから、約6割の方が調査してもしょうがないのではないかと。身元調査ですから、ほとんど半数以上は部落にかかわるそういう問題です。

皆さんにお配りしてある2点目は、インターネット上で現在、情報が拡散しております。皆さんのお手元にお配りしたのは、市と一緒に取り組んでいただいたインターネットの昔の地名総鑑、いわゆるここは部落ですよということで、昔あったのですが、それを新しく

現代の住所に置き換えて、とある人物がインターネット上に出すということで、販売、アクションにまでかけると。新潟もその中で地名だとか、人名だとかということできまざま書いてあります。ですから、皆さんに強調したいのは、部落問題がとすれば新潟市には関係ないということではなく、新潟市の中にも部落はそういう形で作られ、要するに部落差別が作られという状況に現在なっているというところで、市の方にも努力いただきまして、法務省へ行きまして削除要請をしましたよということに熱意を持ってやっていただきました。これはお礼を申し上げたいと思います。ですから、私が強調したいのは、決して部落は新潟には関係ないよということではなくて、身近な問題として皆さんから3種類の資料で感じていただきたいというところで取組みをよろしくお願ひしたいと思います。

第1回目、すみませんでした。これ以降、皆勤賞でがんばりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、第1回委員会の際にもご説明させていただきました、会議の公開についてです。人権教育・啓発推進委員会開催要綱第7条の会議の公開及び人権教育・啓発推進委員会の傍聴に関する要領に基づきまして、会議の傍聴を希望する場合は、傍聴できることになっているところがございますが、本日は、希望者はおりませんでしたことをご報告させていただきます。

次に会議の記録の公開についてです。会議の内容は、市のホームページに掲載させていただいております。議事録の作成のため、録音させていただきますので、ご了承くださいませよう、お願ひいたします。また、前回第1回委員会におきまして、事務局で写真撮影をさせていただきましたけれども、事前のご説明、ご了承をいただかないまま撮影をしてしまいましたことをお詫び申し上げます。写真撮影につきましては、事務局における記録を目的としておりまして、ホームページや広報紙等へ掲載して公開する前提のものではございません。今後の委員会でも記録のため撮影をさせていただく場合がございますので、どうかご了承をいただきますようお願いいたします。

さて、ここでお手元の資料につきまして、確認をさせていただきます。最初に事前送付させていただきました資料ですけれども、お持ちでない方はいらっしゃいませんか。こちら事務局で第1回の資料もご用意させていただいております。お持ちでない方はお申し出いただきますよう、お願ひいたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。資料では、議事の次第、委員名簿、配席図の3点と、次に資料1「第1回委員会等における意見に対する回答又は対応」です。資料2「『新潟市人権に関する市民意識調査』ご協力のお願ひ<調査票>(事務局修正(案))」です。そして、本日の配付資料といたしまして、一つ目は資料2市民意識調査票事務局修正(案)の差し替えが2種類。二つ目が、第1回委員会議事録でございます。議事録につきましては、次第4その他でご連絡を差し上げます。不備などございましたら、事務局までお知らせいただけますよう、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

また、議事にあたりまして、委員の皆様にお願ひがございます。両側それぞれの列にマイクをご用意しておりますが、ご発言される方がいらっしゃった際に、大変恐縮ではございますが、発言される方にお渡しをいただけますよう、お願ひいたします。本日の会議は

午後5時までを予定しております。

それでは、議事に入りますが、以降の進行は田巻委員長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

(田巻委員長)

本日もどうぞよろしく願いいたします。

本日の議事は、こちらの議事次第にあります、(1)と(2)ですけれども、前回、第1回委員会に引き続いて、今ほど、ご説明ありました調査票の内容についてでございます。前回の議論及び追加提出されたこちら資料1等に基づきまして、調査票を修正されたということでしたので、関連する資料1及び資料2をご説明いただいた後、さらに修正された調査票の内容について、意見交換を行います。

本日は、基本的に先ほど課長のごあいさつでもありましたけれども、調査票を完成させるということが目標と聞いていますので、議題3の(1)と(2)につきまして、一括して事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局を担当しております、広聴相談課松本でございます。よろしく願いいたします。

それでは、資料1及び資料2は関連しますので、一括して説明させていただきます。

最初に、資料1をご覧ください。「第1回委員会等における意見に対する回答又は対応」という標題ですが、前回、第1回委員会で皆様からいただいたご意見とその後、追加でいただきましたご意見を取りまとめ、それに対する市の回答又は対応を表形式にしたものでございます。表の一番左の列が設問等の番号、その右列は皆様からのご意見で、ゴシック体で表記されているものが委員会でのご意見、丸ゴシック体で表記されているものが追加の意見でございます。分かりにくいかもしれませんが、一例を挙げますと、最初の「設問等」、「表紙」でございますけれども、高橋委員のご意見でございますが、丸ゴシック体表記ですので追加でいただいたご意見で、その下「設問数」につきましては川崎委員のご意見でございますが、ゴシック体表記でございますので、第1回委員会でのご意見となります。また、ご意見記載の列左に凡例としまして白四角と黒四角がございますが、表の左上に意味をお示しのとおり白四角が委員のご意見、黒四角が委員ご意見のうち類似するご意見を意味するものがございます。そして、一番右列は、それぞれ委員の皆様のご意見に対する市の回答又は対応でございます。委員ご意見の列で黒四角の類似意見につきましては、一括して回答又は対応をお示ししております。

次に、資料2につきまして説明させていただきます。資料1の皆様からのご意見に対する市の回答又は対応に基づき、調査票を修正したものととなります。従いまして、この資料2が本日の検討材料になろうかと思っておりますので、この資料を最初から見ていきたいと思っております。修正又は追加は朱書きでお示ししております。

まず、表紙をご覧ください。中段から下、「記入にあたってのお願い」とございますが、6項目、「不明な点」の次に「が」が脱字となっておりますので追加させていただきました。印刷機の自動カラー印刷が機能しておらず黒字のままです。申し訳ございませんでした。

次に1ページをお開きください。問1で「ということに」を「にどの程度」と関心の度合いの文言に修正させていただきました。

次に2ページをご覧ください。問4付問の回答選択の表ですが、横列の「誰から？」と

いう項目がございますけれども、3の「企業」を「企業（職場）」に、6の「地域」を「地域（近所）」にそれぞれ括弧書きを追加させていただきました。これにつきましては、前回の調査結果から「企業」を「職場」に読み替えた回答も含むと推測されることから、また「地域」は具体的な範囲をイメージしていただくために追加させていただきました。「友人恋人」列10が朱書き表記されていますが、ここは修正なしの黒字に訂正させていただきます。そして一番右列に「不明」として「11」を追加させていただきました。これはだれからの人権侵害か特定できないケースが想定されるためでございます。

今度は縦行の「どのような人権侵害を？」につきましては、⑦の「嫌がらせ」漢字表記と⑨の「(性的いやがらせ)」ひらがな表記がございますが、⑦の「いやがらせ」をひらがな表記に修正し整合させていただきました。

次に3ページをお開きください。問5の回答選択項目ですが、並び順のご意見からも項目を整理した結果、3段階に付問を追加し、フロー形式に修正させていただきました。資料配付後で恐れ入りますが、問5-2の位置が左端にそろっていないなどフローの体裁が分かりにくいと思われるため、設問の位置や矢印の誘導先など、再度、簡潔に修正したいと思っております。

次に問6ですが、回答選択項目の「人権侵害」の「侵害」の語句について、前回の委員会で議論されたところですが、資料1の8ページでの「回答又は対応」で記載のとおり、「人権侵害」が「人権問題」の中に含まれる解釈から、項目1の「公権力による」というものを除き「人権問題」に修正させていただきました。また、項目全部赤字となっているものは、それぞれ人権課題につきまして、現行の人権教育・啓発推進計画の課題順に並びを整理しております。この回答選択項目中の語句のうち、前回委員会で議論となりました次の三つの語句、「障がい」、「外国籍住民」、「性的少数者」についてですが、「障がい」の「害」の表記を漢字か、平仮名かですが、資料1の11ページ記載のとおり、法令等に定められている固有名詞を除き、平仮名表記とする市役所内部の通知がございます。「外国籍住民」の定義につきましては、前回の委員会で室橋委員から5年前の改訂時の議論で「など」、「等」が入っているはずとのご指摘で、事務局で経緯を調べましたら、調査票におきましては、平成25年11月時点ではまだ「外国籍住民」との表記で、平成26年5月に所管課である国際課からの回答で「外国籍市民等」として語句の定義と使用が示されまして、平成26年7月の第4回委員会で計画案として提示させていただき、現計画に反映しているところでございます。「外国籍市民等」の定義につきましては、資料1の9ページをご覧ください。くことで割愛させていただきます。

それから「性的少数者」ですが、「少数者」か、「マイノリティ」かということでございますが、所管課の男女共同参画課の見解としまして、内閣府の表記に合わせ「LGBT等性的少数者」という表記にさせていただいております。

次に4ページです。差替えのページでございますので、本日配付資料であります、「資料2事務局修正（案）の差替」の4ページ資料をご覧ください。事前に郵送した資料から差替えした箇所を青色で表示しております。問7の設問文ですが、現行計画の課題順の並びとして「女性」の課題が最初であることから、文言を追加。その下の回答選択項目の表で、列の選択「かわりを」を「かわりが」に、3択の「持っている」、「持ったことがある」を「ある」、「過去にあった」に修正させていただきました。これによりまして、3択を時

系列に3区分いたしております。行の①から⑩の各項目の順番並び、赤字の箇所はそれぞれ前の3ページ問6の回答選択項目に整合させ修正しております。

次に問8ですが、前回委員会において回答選択項目の順番並びや提示の語句が議論となっております。ここは修正案としまして、設問文が、身元調査を行うことと問うておりますので、回答選択項目もそれに整合させ、「行ってよいか否か」の語句に修正し、並びはほかの回答選択項目と同様、「肯定」、「中間」、「否定」の順に整合させていただきました。

次にまた、事前配付の資料2に戻りまして、5ページをお開きください。問9でございます。回答選択項目につきまして、13の「インターネット」を追加し、ほか朱書きの箇所はカテゴリー別に並び順番を変更させていただきました。ほかに問11ですが、回答選択項目につきまして、語尾が体言止めになっているため、「させる」、「する」を追加させていただきました。

次に6ページをご覧ください。問12の設問文の削除ですが、下の表、回答選択項目は法律のみの表記でありますので、「市が制定した条例」は削除させていただきました。

次に7ページをお開きください。問13、回答選択項目6ですが、干渉されることの項目として「結婚」を含めるか否か、「結婚」が私的な人生ステージの自己決定に当たり、妊娠や出産と結びつけられての干渉もあり得るため、追加させていただきました。ほかに項目7と8は、分かりやすくするために朱書きのとおり語句を追加させていただきました。

次に問14、回答選択項目4でございますが、より対策の程度を高める選択とするため、ご覧の朱書き語句を追加させていただきました。

8ページをご覧ください。問15、回答選択項目1、2、7、9の4項目でございますが、意味するところの分かりやすい言い回しとしまして、朱書きのとおり語句を修正又は追加させていただきました。

次にその下、問16、回答選択項目ですが、項目7は上の問15、項目9との整合、項目8は言い回しを修正させていただきました。また項目7の「緩やかにする」は「見直す」に修正することを口頭で資料訂正させていただきました。

次に9ページをお開きください。問17、回答選択項目3でございますが、高齢者に対して「悪徳商法」のみならず「特殊詐欺」が多く発生していることから、ここでは黒字になっておりますが、「特殊詐欺の」を追加させていただきました。

次に10ページをご覧ください。問19の設問文ですが、「さまざまな障がい」の具体的なイメージをしていただくため、「障がい」の次に括弧書きで具体的な種別を追加し、全体の言い回しを女性・子ども・高齢者などほかの人権課題の設問文に合わせ、修正させていただきました。また、回答選択項目11は、結婚とともに「妊娠」の語句を追加させていただきました。

次に11ページをお開きください。問24、回答選択項目9でございますが、「広報紙・誌」と表記しておりますが、一般的使用例から、広報紙のみを表記とし、「・誌」を削除させていただきました。

次に14ページをお開きください。見出し、設問文及び回答選択項目3、7、8の「外国籍住民」を「外国籍市民等」に修正、また設問文の言い回しを女性、子ども、高齢者などほかの人権課題の設問文に整合させ、ご覧の朱書きのとおり修正させていただきました。その下、問30の設問文及び回答選択項目の「外国籍住民」を「外国籍市民等」に修正させ

ていただいております。

次に、15 ページをお開きください。見出し「H I V感染者等に関する人権問題」をほかの人権課題の見出しの言い回しに整合させ、「H I V感染者等の人権に関する問題」に修正させていただきました。

次に、17 ページも、恐れ入りますが差替えのページでございますので、本日配付資料であります、「資料2 事務局修正（案）の差替」をご覧ください。事前に郵送した資料から差替えした箇所を青色で表示しております。

見出し冒頭、問 36 設問文及び問 38 設問文の「性的少数者」の前にそれぞれ「L G B T 等」を追加、戻りまして問 36 設問文の「L G B T 等性的少数者」の次に「と思われる人」を追加し、断定調から推測形にさせていただきました。そして、問 36 から問 38 への流れの前提としまして、設問を設けたらいかがかとのご指摘から、ほかの人権課題の設問と同様、人権が守られない事項を問う設問を追加させていただきました。この設問形式につきましては、内閣府の調査設問形式に合わせたものでございます。

そして問 37 の設問を追加したため、それ以降の設問番号を一つずつ繰り下げております。

次に、問 38、回答選択項目 2 は所管課との協議で「・支援体制」を追加いたしました、その後の再協議で落とすこととしまして、結果として元に戻しております。

次に、また事前送付しました資料 2 に戻っていただきまして、18 ページをご覧ください。問 39 設問文ですが、「コンピュータ」という総称を、その後の「スマートフォン」への言い回しの流れから「パソコン」に修正させていただきました。

次に、問 41 でございますが、設問の趣旨を明確にするため、設問文に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に規定されている「人権侵害問題」の文言を追加することにより、この人権課題が人権侵害問題であること。その課題解決のためには、市民の関心と認識を深めていただく必要があることから、その関心度と認識度を測る回答選択項目としまして、法律にも規定されている「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を追加させていただきました。

次に 20 ページをお開きください。問 45 の回答選択項目 5、括弧書きの男性の主夫を意味するところ、「主」が脱字となっておりますので追加させていただきました。

最後に、一番下、「ご返送」を「投函」に修正させていただきました。

資料 2 の修正または追加の説明は、以上でございます。

(田巻委員長)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、最初に調査全般に関する質疑、意見交換を、次に資料 2 の調査票事務局修正（案）について、表紙から順に質疑、意見交換をしていきます。最初に調査全般について、ご意見、ご質問等はございますか。

私のほうの質問としては、全般と言っているのは、この調査自体ということでございましたでしょうか。何をもちて全般という意味なのかがすみません。

(事務局)

個別の設問以外の関係ということでお考えいただきたいと思います。

(田巻委員長)

では総論的なところでいかがでしょうか。1 点よろしいでしょうか。

この調査票を市民の方にお配りするときには、いつ、行われるかということがもちろん今年の11月と分かっていると思うのですけれども、ここに一切、年度や年が全くないということは、記録の関係もあって、保管しておくときに分かればいいのかもしいかなのですけれども、どこかに2018年度なり、平成30年度なりというところがあったほうがよいのではないかと。あるいは2018年11月2日までご投函くださいという、そのときやったということが分かるのかと。このことがというよりは、こうした調査を行うときに、やはり年度などあるのではないかと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

その点につきましては、事務局でまた検討させてもらおうかと思えます。ありがとうございます。

(田巻委員長)

ほかにいかがでしょうか。もしでしたら、また思いついたときに、後でということでもよろしいかと思えますので、早速、次の部分に入っていきたいと思えます。

続きまして、資料2に基づきまして、あとは資料1もありますので、それも適宜ご覧になりながらだと思うのですけれども、調査票事務局修正(案)について、表紙から確認していきたいと思えます。まず、表紙についてはいかがでしょうか。特に修正等がないと理解いたしましたが、よろしいでしょうか。

では、1ページ目、人権全般についておたずねしますというところで、資料1ですと3ページ以降になっていますけれども、こちらについてはいかがでしょうか。特にご意見等ございませんでしょうか。では、問2、問3までが1ページで、こちらは特に何もないということであれば、この修正案のままということで、2ページの間4ですけれども、少し変更があって、不明という選択肢がつけ加えられたりしましたが、こちらについてはいかがでしょうか。企業のところに職場をつける、地域のところに近所をつけるというご説明がありましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ではこのままということで、問5です。

フローチャートにさせていただいたということで、大幅な変更で見やすくなったかと思えますけれども、資料1ですと6ページと7ページにこの間の経過があります。問5についてご意見がなければ、問6についてはいかがでしょうか。

人権侵害というところを人権問題に、高橋委員にご提案をいただいたので修正されていますけれども、特によろしいでしょうか。こちらの間6ですべて項目ごとの見出しが確立したというか、女性に対するとか子どもに対するとかということだと思えるので、ここは肝心だと思いますので、もう一度、確認いただければと思います。

(伊原委員)

選択肢17のインターネットをめぐる人権問題というところなのですけれども、前回の会議のときに、SNSなどを含むという注釈を入れたらどうかとご提案したのですが、回答ではインターネットの中にSNSも含むからあえて入れなかったというようなご対応を提案されております。これに関してなのですけれども、前回の会議でSNSも注釈として加えたらと申し上げた趣旨は、もちろんそれがインターネットに含まれることは、私は承知しているのですけれども、以前、何らかのメディアのアンケートで若い世代の一部だと思えますけれども、SNSとインターネットは別物だと考えている層がどうもあるような

のです。SNSで、例えばTwitterなどでも、親しい友達だけがフォロー、フォロワーの関係になっているのであれば、世間に公開をされていないと思っていたりだとか、インターネットというのはつまりパソコンから見られるホームページといったものをインターネットと言っていて、SNSのようなものはそれに当たらないと考えている層がどうも存在しているようでしたので、そういった方々にも誤解のないように伝わるよう、インターネット（SNSを含む）をめぐる人権問題としてはいかがかなと提案させていただいた次第です。ご検討いただければと思います。

（田巻委員長）

今の伊原委員のご発言に関して、委員の皆様からいかがでしょうか。

（太田委員）

私も伊原委員の意見に賛成です。具体的に2ちゃんねるだとか、Facebookだとか、Twitterだとかというので、今、非常に問題になっています裏サイトです。いじめの問題。私どももいじめを受けて、部落差別かどうかわかりませんが、亡くなった方がおられますので、インターネット一般で書いてしまうと、今の若い人に質問する場合に、それだけではないということで、やはり返答ができてくると思います。それから、この設問は、年代が、私ら年寄りにはあまりあれですけども、若い方にも当然、質問をしますので、若い方にも分かりやすく書いたほうが、より正確なデータが得られると思います。特に人権の問題なので、その人の目線に立った分かりやすい言葉でインターネット上の問題については、そういう言葉を使ったほうが賛成で、伊原委員の意見に賛成します。

（田巻委員長）

ありがとうございます。

実は、私、38、39にこのインターネットをめぐる人権問題のところで意見しておりまして、資料1のほうだと皆様のお手元で26ページを見ていただくと、後のほうで意見を寄せたのは、インターネット利用だけでなく、SNSを盛り込む際に特にLINEという表記をしてはどうかと書いたのです。LINEはインターネットと違ってメッセージングというチャットですので、同時にやり取りをするというもので、スマートフォン等ですべてが完結するので、今の学生等の若い者は、インターネットがあまり使えなかったり、あるいはメールが使えない。LINEを使うのでメールは使えないというような状況がどんどん起きています。ですので、先ほど、伊原委員がおっしゃってくださったように、実は若い人の中でここも区別がついていないし、自分が使っているものが果たしてインターネットかどうか、あるいはパソコンを使っていないのでインターネットと必ずしも結びつけていない可能性もありまして、そして皆様、ご存じのように、LINEをめぐるのは人権侵害だけではなくて、殺人事件等も起きていますので、特に若い人たちの中で、その意味では、かなり注意喚起が必要かと思ったので、今、ご発言いただいて、太田委員にもご賛同いただいて、私もそのように考えております。

（事務局）

事務局から今の議論に関してお答えしたいと思います。

さまざまな世代を対象とした設問ということもありますし、今の委員の皆様のご感覚からしても、やはりインターネットだけでは不足ではないかというご意見でございますので、インターネットだと普通のパソコンをイメージして、パソコンを使っているネットですよ。

それ以外にスマホを使ってだと今度はSNSになりますのでというイメージがあるのだと思いますので、インターネット及びSNS、若しくは（SNSを含む）ということできたいと思いますが、いかがでしょうか。

（田巻委員長）

やはりLINEをぜひ入れていただきたいです。SNSは総称ですので、ソーシャルネットワークワーキングサービスは必ずしもLINEを含まなかったりもしますし、Facebook等がSNS、あるいはミクシィ等のブログを上げたりとか、ああいったものとか、お互い書き込みができるようなものを基本的には指していて、LINEのように同時期にやり取りができるというのは、電話等のメール版のような、文字でやり取りする電話のようなイメージですので、その辺は実は少し、その人にとってみると一番身近なツールとして、SNSという言葉は必ずしも身近でなかったりしますので、LINEを使っている人もそれがSNSだったり、インターネットのものだというように分からないのではないかなというのは、今、現場で若い人と接していても思いますので、もう少しご検討いただきたいと思います。

（事務局）

よろしいでしょうか。私どももインターネットの関係も調べまして、平成25年当時も議論があったようでして、そのときはインターネットというのはすべて含むということは、今、伊原委員もおっしゃいましたけれども、当時もご存じで、SNSを特段表記しなかったという議論があったそうですが、私どもも、その関係もありまして、前回とも整合性を取りつつどうしようかということで、今回は含まないというご提案をさせていただいたのですけれども、やはりSNSと言いますとLINE、Facebook、Twitterといったものを含むという概念が定着しておりまして、LINEを単体で挙げますと、そこが揺らいでしまう部分もありますので、私どもとしましてはSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）ということで、その枠組みだけは今の若い人にも分かっていたくために、SNSを含むという表記にさせていただければと。LINEも入れてしまいますと、Facebook、Twitterはどうするのだという話になってしまいまして、複雑化するのではないかと考えております。

（田巻委員長）

いかがでしょうか。私ばかりしゃべってあれですけども、それでしたらむしろTwitter等も入れたほうがいいのではないかといいくらいに、SNSのものだと本当は定義づけられるとしても、人々の認識としては、そこにずれがあるので、自分たちがやっていることは、果たしてそこに含まれるのかどうか分からないというところを問題にしているのも、もし、具体例を挙げてということであれば、入れてもいいのかと思ったのですけれども、私ばかりが話してもあれですので、伊原委員お願いします。

（伊原委員）

私の漠然とした印象では、SNSといったときには、TwitterやFacebookは頭にあったのですが、LINEは正直、あまり印象になかったのです。確かに分類からするとSNSに入っているものだと思います。実際のこのアンケート項目と改定された後の問39などですと、選択肢の中に子供同士の中傷の書き込みや仲間はずれをする場になっていること。これはまさにLINEグループで発生している問題のことだと思うので、意図しているインターネット状況での問題の中には、回答者の中にLINEのことも含むと印象づける必要はあると思います。ですので、表記の案なのですけれども、括弧の中にSNSを含む。例として、

Twitter、LINE などと書くのはいかがでしょうか。長くなり過ぎるということであれば、また検討の余地もあるのかもしれませんが、意見でございます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(川崎委員)

SNSについてなのですけれども、そもそもLINEやFacebook、Twitterというのは、総称してSNSと言いますけれども、LINE、Facebook、Twitter、インターネットというのは企業が作り上げているものの名前じゃないですか。それをそもそもここで使っているのかどうかというところが引っかけられます。SNS表記でいいのかとは思いますが、先ほど伊原委員がおっしゃったように例として挙げるとするのは賛成ではありませんけれども、企業がつけたネーミングをここで使っているものなのかどうなのかという疑問が一つあります。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今の点についていかがでしょうか。何かご賛同なり、ご説明なり何か。

(高橋委員)

私もそういうものにあまり詳しくないのですが、今、皆さんのお話を聞いて、やはり受け取ったほうはインターネットと見たときに、今、おっしゃったSNSやLINEやTwitterがあるので、あれこれは含むのかどうなのかなという考えを持つ方も当然いると思いますし、いることによって、そんなに大した問題ではないと思いますので、例えばインターネット、SNSの中にもTwitterなど含むのであれば括弧に入れて、全部入れても私はいいと思うのです。今、用語としてかなり定着していますので、それであれば一つ用語としてすべて羅列しても、特に何の問題もないのかと感じていますけれども。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

私、川崎委員のご懸念についてコメントしたいと思います。おっしゃることはよく分かって、一企業が付けているブランドなり、商品の名前をこうした調査票に使うのはというご趣旨だと思うのですが、ただ、ソーシャルネットワーキングサービスの一つの類型といいますか、そういったものとして確立されているものだと思いますので、その企業の宣伝になるような性質であるとか、そういったものではないと理解しており、かつ今、これは別のところで聞いている話ですけれども、例えば厚生労働省等の事業等で、相談事業とか、人々に対するいのちの電話のような、悩み相談のような事業に関して、特に若人向けのLINEを通じた相談なり、LINEを使って、あるいはLINEをめぐるというものが今、動いていると昨年くらいから始まったと聞いておりまして、そうした公的なところでも、それに特化した形での事業というか、プロジェクトを行っているということであれば不適切ではないのかと思っております。

では、事務局のほうはいかがでしょうか。

(事務局)

先ほどの伊原委員がおっしゃった形というのは、インターネット（SNSを含む）のSNSの中にまた括弧が入るのですか。

(伊原委員)

特に二重括弧にする必要はないと思っています。「SNSを含む。」を入れて、「例:Twitter、LINE、Facebook等」みたいな感じで入れればよろしいのではないのでしょうか。

(齊藤委員)

そうするのであれば、括弧にして「Facebook、Twitter、LINEなどのSNSを含む」という表記にしたらどうですか。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

今の齊藤委員のご意見は非常にすっきりしていいかと私は感じているのですが、川崎委員、いかがでしょうか。今、委員長からもご説明していただきましたけれども、企業のものを出していくという部分については。

(川崎委員)

私は委員長の意見で納得しましたので、けっこうです。

(事務局)

分かりました。その辺参考にさせていただいて、調整させていただきたいと思います。基本的には齊藤委員のおっしゃったあたりでどうかということで、私たちも今、話をしてみましたので。

(田巻委員長)

ありがとうございます。それでは、問6の17について、インターネットをめぐる人権問題ではなく、今ほどご説明がありましたTwitter、LINE、FacebookなどのSNSを含むというような表記でインターネットにつけ加えるということで、そうしますと関連する問38、問39もそのように直るかと思います。後は次の問7の中でも関係してくるのかもしれませんが、こちらはまたお話ししていきたいと思います。

では、以上、3ページの間5、問6についてはよろしいのでしょうか。今ほどの意見を取り入れた形で問6は修正があるということになりました。

では、4ページ、資料2の差し替えで問7をご覧ください。こちらについては、資料1ですと8ページ以降にも皆様から寄せられた意見があります。

私、このかわりを持っているというのは違和感ありと書いたのですが、これはかわりがあった、あるというように変わったということでご説明いただいたかと思いますが、いかがでしょうか。

(太田委員)

私は前回出ていないのでよく分からないのですが、例えば、私は部落出身です。住民の多くはそうでないかもしれませんが、その方は、言えるか、言えないかは別としてあるところには○を打つのです。その辺がどうもよく分からないという。要は、質問の趣旨といいますか、全体の構想はどうも前回出ていないせいで少し分かりにくいので、その辺の説明をしていただけたらと思います。

(事務局)

事務局から説明します。問7につきましては、設問のところ、あなたは、女性、子ども、高齢者、障がい者などということで例記しておりまして、問われた状態の人とかかわ

りを持っているということなので、ご本人がそういう状態の方がいらっしゃるかもしれませんが、また周りにそういう方がいらっしゃる場合もある、過去にあったという回答になるのではないかと思います。

(田巻委員長)

つけ加えてよろしいでしょうか。今、改めて思ったのですけれども、かかわりがある、過去にあったと選択肢のほうも文言が変わっているのですけれども、設問のほうは相変わらず「かかわりを持っている」ですよね。そうすると整合性が取れていないですよね。選択肢のほうはかかわりがある、過去にあった。そして説明の間のほうはかかわりを持っている、もしくは持ったことがありますかということで、かかわりを持つという表現が、どうなのかと思います。

今ほど、ご説明があったように、その当事者もいるかもしれないけれども、そうでない人に向けてというけれども、これに回答する人がどういう人か分からないわけで、その当事者も回答すると思ったときに、その人に配慮した表現にするということはすごく重要なのではないかと、あらかじめ見ておけばよかったのですけれども、今、気づきましたので、つけ加えさせてください。

ほかの委員の方、何かありましたらお願いします。

ここで問うていることはまず何なのかということの確認ですけれども、こういう問題とあなたは接したことがあるとか、見聞きしたことがあるとか、そういったことでしょうか。そうするとかかわりを持ったというときに、当事者としてかかわりを持ったという人もかかわりを持ったという言い方をするかどうかですよね。太田委員がおっしゃったのは、そういうご趣旨ですよね。

(事務局)

自分が女性であれば、女性で何か人権にかかわること問題をこれまで経験されたという場合は。

(田巻委員長)

設問のほうは、女性、子ども、高齢者、障がい者など下記質問項目に問われた状態の人とかかわりを持っているかであって、自分以外の他者という感じがします。そして、下のほうは女性の人権に関する問題、何とかの問題となっているので、何を聞かれているのか。実はよく分かりづらいと今さらながらに思いました。こういうことに問われた状態という設問文も、これまでこのようにやってこられたのかもしれないのですけれども、今回、見直しをするのであれば、もう少し再検討したほうがいいのかと思いますが、いかがでしょうか。

(太田委員)

今の時代の差別は、事務局の方もご承知のように、複合差別と言われて、例えば、私であれば、部落問題、高齢者、それから子どもが障がい者ですから障がい者というように、非常に複合的な差別を受けている人が多いわけです。だからこの質問で当人に問うているのか、何か他人事みたいに質問を取るような気が非常にしまして、先ほど言いましたように差別のありようが複合的だということで私らも悩んでいるわけですけれども、部落の女性であれば、部落の問題、女性の人権。特にDVなどはよく聞く話なのですけれども、そういう問題等。それから、高齢者、先ほど言いましたような問題が複合的にあるので、何

を言いたいのかと。何をここの質問から市民の皆さんにこういう現状なのだよと。人権はこういう状況なのだよということを言いたいのかははっきり見えにくいのです。事務局の方も苦勞されているときと思うのですが、少し見えにくい感じがしているのですけれども、他人事みたいになってしまうということです。

(事務局)

前回のときも議論がありまして、やはりこれはご自分ではなくて、かかわりを持ったことがあるかどうかという設問でセットされています。そうした中で、いろいろな課題があるのだけれども、実際に市民がどのような部分についてかかわりが実際にあるかと。かかわったりしているかということでの設問ということです。結果的にも、これについてはどういう部分に実際、皆さんがかかわったかという部分が出てきますので、経年的な比較をしたいという流れになっています。今までの設問の設定は、そういう形で設定がなされておりました。

(田巻委員長)

今までそのようにということで、それは了解いたしますが、今回、これからどうするかということで問題提起をさせていただいて、特に下記質問項目に問われた状態(の人)ということも、状態なのか、そうした人に遭遇したことがあるのかということがあいまいで、状態であれば、自分を含むかもしれないのですけれども、「の人」となるとよその人ということになりますし、これをだれが答えているか分からない。市民の人だけ、その市民の人がどういう感覚を持っているかという、市民の中に当事者も入るわけなので、差別を受けている人とか、侵害されている人も入るわけなので、そこが包括的に聞くような、そこを分けられない形になるべくしたほうがいいのかと個人的には思います。

すみません、私ばかりしゃべって、ほかの方もぜひご発言ありましたら、お願いいたします。

例えば、ここでどういう経験をしているかということを知りたいですね。自分が当事者として経験していなくても周りにいたとかということであれば、こうした問題に悩まれたり、あるいは悩んでいる人を知っていますかということではないかと思えます。だから、自分が当事者である場合と、それから見聞きしたとか、そういった問題に接することがあったということを両方並列で聞くということがせめてもの、あるいはもっと分かりやすいのではないかと思えます。いかがでしょうか。

(伊原委員)

今の田巻委員長のご提案に賛成します。今、太田委員や委員長からご指摘いただいて、確かに自分がこれをどのように回答しようかと思ったときに、かかわりという言葉がかなり大味なのです。ですのでもう少し、質問を設けた趣旨は、おぼろげながら分からないでもないのですけれども、設問と選択肢のあり方をもう少し細やかにできないかなとは思いました。どういう提案があるかなと思って考えていたのですけれども、まさに今、委員長がおっしゃったようなものがあると思えました。例えば、そういう悩みを持ったことがある。例えば、自分のこととして悩みを持ったことがあるということ、ほかの人が悩みに直面しているのを見聞きしたことがあるだとか、見聞きしたことがあった。そういうことはなかったとか、そのように分けるのはどうかと思いました。

(赤塚委員)

私が相談業務をする中で、うちの子どもがとか、うちの両親がということがあるのです。この質問票の中には、あまり家族に関することがなくて、その前に一番最初に送っていたほかのところの比較表の中には、わりと家族を問うところがあったのですが、例えば、家族の中にそういう方がいらっしゃるかと、もっと具体的なほうが、私も分かりやすいのではないかと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今の家族という赤塚委員のご指摘について少しつけ加えると、私、緊急調査などでこうした問題をやることが多いのですが、そのときに問題の当事者というのは、直接、法的な問題で当事者というのが限定されるとしても、実はその人の家族も同じ問題を共有していて、当事者性というのは、わりと家族で広いのですよね。なので今、まさに赤塚委員がおっしゃったように、直接被害というか、何かがあったのはこの人なのだけれども、この人の妻だったり、親だったりという人も、実は当事者として一緒に苦しんだり、悩んでいるということはよくありますので、そこは何か工夫が必要なのかと、今、お聞きして思いました。

では、こうした意見がありましたので、事務局はいかがでしょうか。

(事務局)

今、お話しいただいたあたりをまとめますと、下記の項目について悩んだり、悩みに直面したことがある人にかかわったことがある、または過去にありましたかというイメージでよろしいでしょうか。本人が悩んだまたは悩みに直面した人にかかわったことがあると。

(伊原委員)

「かかわったことがある」は外したほうがいいのではないかと思います。かかわったことがあるとなると、そういう悩んでいる人が実際にいました。その人に対して、手を差し伸べたことがあるまでいかない、あるいは話を聞いてあげたまでいかないとかかわりを持ってあげたことにならないですよ。だけれども、恐らくこのアンケート意識調査の目的の中には、世の中にそういった人権侵害と思われるものが存在しているのか、どの程度存在しているのかというところを拾い上げることが目的だと思うので、かかわりまでの深さを求めないほうが、むしろアンケートの趣旨に適うのではないかと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。私も同意見です。

(事務局)

直面した人も、直面している人を見たり聞いたりでしょうか。見たりしたことがあるか。

(伊原委員)

それで私はよろしいのかと思います。表現がもし練られるのであれば、そこはご検討いただければと思いますが、かかわりまでの深さは求めないほうがいいと思うのです。かわらなくても、そういう人がいたのは知っている。でも、自分は手を出せなかったとか、そういうこともあるでしょうし。

(事務局)

経年的になると、前回の聞き方が「かかわる」をベースに聞いているレベルですよ。そのこの部分の回答の仕方が若干影響受けるかとは思いますが。

(太田委員)

かかわるといのは、非常に微妙な問題で、あくまでもアンケートは、議長の判断ですけれども、上から目線でアンケートを取ってはいけないと思うのです。あくまでもしてやるだとか、そういうことを想像するような取り方は、人権の問題ですから、その人の人権はどうなのかなというところで同じ目線でその人を考えるということだと思ふのです。かかわりという、その辺の問題といのは、分かっているようで分からないといのか、整理されないということがありますので、市民の人権意識を問うのであれば、私はどういう表現がいいのか分かりませんが、あくまでもその人の人権が損なわれているということ調査するわけですから、その辺の表現を工夫していただきたいと、私は意見というより感じます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。私が言いたかったことは、先ほどの自分がこうした問題に悩んだりの後のほかの人について直面という言葉はあえて使わなくてもいいのかと。悩んだり、悩んでいる人を知っていますかとか、もう少し普通の言葉でいいのではないかなと。そういう問題に直面ということがすごく堅苦しいですし、直面していなければ、そこをまた落としてしまうと思うので、できるだけ多くの回答を得るためにはと思います。前回調査までにかかわりを持っているということのかかわりを使ってきたのでというご説明ですけれども、それは出てきたデータのばらつきが前回調査に比べてあるかもしれませんが、ここで多分、見直しておいたほうがいいのではないかと思いますし、どのような表現であっても、結局、回答者がどのように解釈するかによって、言葉をどのように読み取るかによって変わってくるには違いないと思いますので、完璧に統一するのは難しいのかと思います。

(伊原委員)

前回調査とのアンケート項目のデータとしての連続性のところを事務局で気にされていたというご指摘だったと思うのですが、私も今の田巻委員長と同じような考えで、前回、そうだったとしても、今回、より適切な項目にしようとするためにこの会議があるわけですから、気づいた段階で修正するというのは、今後、直した項目を維持できれば、気づいたときにできるだけ早いうちに直すのが今後のためでもあると思います。もしでしたら、連続性のところをより気を使うのであれば、報告書の段階で、前はこういう表現でした。今回からこういう表現に変えたので、多少のぶれはあるかと思いますがというような注釈を入れる必要はあるかと思いますが、そういう形でフォローされてはいいかでしょうか。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

前回の議事録を見ますと、問6とも関係している部分があるようでして、完全にリンクはしていないのですが、問6で関心があるかどうかをお聞きしていると。その中で、問7で今度は、市民としてどのようにかかわってくる。もう少し深い意味で人権とかかわりがあるかという聞き方でもあり、その辺を私どもも前回からの流れの中で配慮したほうがいいのかとも思っていたのですが、その辺に関してもいかがでしょうか。問6で関心があるかどうかということもお聞きしているのですが、また改めて今度は知っ

ているかというような聞き方にもなると思います。

(伊原委員)

もちろんそこを踏まえたうえで、回答、意見を申し上げているつもりでございます。問6は言ってみれば理屈、知識といたしますか、理念の問題といたしますか、そういったところを問う問題。問7は実際に肌身の感覚といたしますか、実際の生活の中で体験したことがありますかという趣旨の問題だと理解したうえで、今まで意見申しておりますので、そこを踏まえていただければと思います。

(田巻委員長)

要は、問6は一般知識として、どういう問題を知っているかということと、問7は自分の生活の中で実際関与が当事者として、あるいは社会の一員として何かあったかというところなのではないかと思います。

(事務局)

言葉にこだわって申し訳ないのですが、私たちも整理する中で、もう少し悩んだりという部分の次の下の項目について、悩んだり、悩んでいた人を知っていますか。悩んでいる方とかかわったことがありますかではないですね。

(田巻委員長)

かかわりは多分もう消したほうがいいと思うのです。みんなそこは離れないと思います。

(事務局)

悩んだり、悩んだ人を知っていますか。

(田巻委員長)

要はそのかかわりという言葉がもたらす、伊原委員が最初におっしゃったように、すごくあいまいな文言で、人によってはかかわりというのは、しっかりかかわったことをかかわりと言うし、何となく漠然と見聞きしたこともかかわりと思う人もいるかもしれない。そこをうまく表現するためには、結局、何かアクションを起こしたところまでをかかわりとしなないようにしておくということは、あなたが当事者としてこういう問題に、もしくは当事者でなかった場合にというように二つに分けて、それをさらりと表現するとしたら、下記の問題に悩んだり、悩んでいる人を知っている。あるいは悩んでいる、もしくはいたとか、括弧して、過去は全部いる、いたとか、ある、あったというように現在形と過去形を併記すればいいと思うのですけれども、悩んでいる、いた人を知っていますかという感じでいいのではないのでしょうか。

(太田委員)

田巻委員長の言ったことと私も同じだと思うのですけれども、具体的に聞きます。

人権にかかわる問題で、例えば、私が女性の人権に関する問題があると言ったときに、どういうことを想定されているのでしょうか。それは自分が女性を差別していると思いません、現実的に。だから、そこから人権の問題が始まるので、事務局の方はどういうことを想定して、この質問を出されているのか。質問されたほうも分からないと思うのです。

(田巻委員長)

太田委員、この設問は、多分、前回調査からも同じだと思いますので、事務局が作られたというよりは、これでやってきたので、それはどういうつもりで今回、作ったのかとい

うと、答えにくいのではないかと思います。私たちが問題にしたのは、かかわりを持って
いるということとか、こういう状態に問われた人とか、状態というのが分かりづらいので、
そこは整理したうえで前回との連続性でということのベースで今、考えてもいいのではな
いかと思います。

(事務局)

了解しました。私ども問6、問7の関係や前回調査との関係で議論いただいて、そうい
う整理がついたということで、私たちも整理をしていきたいと思えます。ありがとうございます
いました。

(田巻委員長)

すみません、この議事進行に関してなのですけれども、ただいま4時15分を回ってお
りまして、まだ4ページ目なのですけれども、この後、このペースでじっくりやるしかな
いのですけれども、やっていいのかどうか事務局に確認ですが、よろしいのでしょうか。

(事務局)

5時には何とか終了でやっていきたいと思うのですが、飛ばせるところはどんどんと飛
ばすというか、時間をかけずにやっていただいて、お願いしたいと思えます。

(田巻委員長)

ただ、飛ばすというよりも、一個ずつやっていくとすごくかかるので、今日中にこれ全
部が終わらないということも想定されるのかどうかです。

(事務局)

時間が限られていまして、今後、業者に発注して、プリントして送るという流れがあり
ますので、今日、ある程度、目鼻はつけたいと思っています。

(田巻委員長)

それは十分承知しているのですけれども、ただ、進行のスケジュールと。分かりました。
なるべく進めていきます。では、問6から問7に関してはそのようにお願いするというこ
とで見直していただくということになりました。

問8についていかがでしょうか。

(伊原委員)

問8については、前回、私が修正に関して意見を述べさせていただきました。意見の趣
旨に合った形で訂正いただいているので、私としては特に異議はございません。

(田巻委員長)

私はこれを今日見て、「行(おこ)ってよい」が「行(い)ってよい」に見えるのですけ
れども、いかがでしょうか。これは設問を読めば分かるのですけれども、回答として行っ
てよい。なぜかという、するべきではないと、しないほうはするべきというか、しない
という表現になっているのですけれども、するほうは行うという動詞になっているので、
そこは整合性として平仄は取れていないですが、どうでしょうか。伊原委員、いかがでし
ょうか。

(伊原委員)

委員長のご指摘もごもっともだと思います。例えば、ふりがなを振るですとか、あとも
ちろん1、2と3、4が合っていないのは、確かに気になる場所なので、どちらかとい
えば、行うべきではないということにはすべきだと思います。

(太田委員)

私は絶対に悪いと思っていますので、こういう質問というよりも、研修の中で十分やればいいのではないのでしょうか。

(伊原委員)

これはあくまで意識調査ですので、そういった意識の人がどれだけいるのかどうかをまずこのアンケートで把握するのが趣旨だと思いますから、まずは質問として投げかけることはよろしいかと思えます。

(田巻委員長)

まさに冒頭で太田委員が配られました新潟日報の調査でも、これを反映してでしたので、重要ではないかと思えます。

では、行ってよいは、もしかすると設問に書いてあるからということで、ふりがなを振るとか、行ってよいとするべきではない、どちらかとするべきでないということは行うべきではない、行うべき。どちらかといえば行うべきではないに直すということではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、そのようにお願いいたしたいと思えます。

では、5ページ、問9です。資料1ですと13ページに高橋委員からご意見をいただいていたところですが、このように修正がなされたということです。ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(高橋委員)

インターネットを入れていただきまして、ありがとうございます。選択項目もかなりありますので、例えば、6、7を一つにまとめることはできるのでしょうか。ポスター、パンフレットなどの資料と。これは性格がかなり違うということで、あえて分けているのでしょうか。何かここをどうしてもこだわるところがあるのですね。そうであればけっこうなのですが。

(事務局)

従来どおりの表現になっているだけなので、もし一緒にしても影響があまりなさそうであれば、それも考えたいと思えます。

(田巻委員長)

今の従来どおりというのは、新規追加ですよ。違いますか。

(事務局)

新規追加はインターネットの項目で、それ以外は順番を並べ替えたということで赤い文字になっています。

(田巻委員長)

ということであれば、選択肢として、これまでも選ばせているのであればよろしいのかと思えますが。ありがとうございます。

では、問10につきましては、変更がないのですけれども、高橋委員から資料1の13ページでご意見をいただいていますけれども、これについてはいかがでしょうか。

(高橋委員)

問10はせっかく1、2のところでは研修会の参加を聞いておいて、ではあなたはどんな問題に参加したのかということ、また意識を問えるところかと思っていて、であれば更問が必要なかなと思って意見を挙げたのですが、回答のほうはボリュームに配慮して

追加しないということになっているので、そんなものかと実は思っていました。これは、載せていただければよりいいのかと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかの方、何かこれに加えて、ぜひ高橋委員に賛同してということで、あるいは事務局のご回答でということでありましたら、いかがでしょうか。

すでに修正等が必要な部分もありまして、追加を設けるとなりますと時間を要してということになって、なかなか困難なのではないかと思えます。ただ、ご指摘はごもつともで、どういったものに参加しているかという市民の実態を知るということが、どういうことが足りているのか、足りていないのか、どういうものが一番受けているのかということを知るためにも、非常に有意義だとは思いますが、例えばイベントなどに参加したことがありますか、積極的に参加している、積極的ではないが参加しているかというときに、参加しているという人に対して例えば括弧で、例として、どのようなものに参加したかということ的自由記述みたいな括弧をどこかに加えておくと、積極的ではないが参加している人に、どのようなものに参加したかということが分かるのではないかということが折衷案でございます。新たに討議を加えるというよりは、1か2のところ工夫して、参加した講演会、研修会名というふうにして、コロンか何かにして書けるようにしておくのはいかがでしょうか。

(事務局)

今、ご提案いただきましたので、自由記載欄を設ける方向で参考意見をいただければありがたいと思います。

(田巻委員長)

それでは、ご検討いただくことにします。

ただいま室橋委員が来られました。今、資料2の調査票の修正案の15ページの問10をやったところです。議論に加わっていただきますので、よろしく願いいたします。

問10につきましては、高橋委員のご意見を踏まえ、私から提案させていただいたことで、自由記述で、どのようなものに参加したかということくらいは入れようということになりました。

問11は文言が修正されていますけれども、これは多分、私が言ったのではないかと思います。ご意見等がありますでしょうか。

(赤塚委員)

細かいことなのですが、「させる」が入ったので、その前の「の」を1と2と3と5は「を」のほうがいいのではないかと、読みながら思いました。

(事務局)

間違いでした。目が行き届きませんでした。ありがとうございます。

(田巻委員長)

非常に重要なところです。ありがとうございます。

ほかにお気づきの点がありましたら、随時、ご指摘いただければと思います。

問11に関してはよろしいでしょうか。

それでは、問12でお願いします。

(太田委員)

問 12 で、障がい者差別ですが、新潟市は条例を作りましたよね。そのことをはっきりここに言ったらいいのではないのでしょうか。全国に誇るべき条例なので、その辺を具体的に、障がい者の人権をきちんとうたったという意味では、そちらを載せたほうがいいのではないのでしょうか。なぜ、これをわざわざ消されたのか分かりませんが。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。確かにおっしゃるように、共生のまちづくり条例ということで、新潟市は障がい者差別に関するかなりいいものを設けさせていただいています。しかし、新潟市はほかに男女共同参画関係などさまざまな条例がありますので、障がい者差別だけではなくて、これらの条例を知っていますとかといったいろいろな設問がどんどん増えてくるということで、今回は、一昨年に施行された法について、まず皆さんが知っているかというところで問わせていただいたほうがよろしいのではないかとということで、このようにさせていただいているところでございます。

(太田委員)

国の法律より一歩前進していますので、私はそういう点で心配しているのです。民間までそういう条例を、合理的配慮をするということを明確にうたわれたのに、なぜ市はそこを後退した形でやるのかが1点。2点目は、その条例を制定するにあたって、当事者がそこに参加したと聞いております。その人の意見も市では大事にしておられるわけですから、そういう点は遠慮せずきちんと配慮されたほうが良いと思うのです。

(田巻委員長)

今の太田委員のご指摘について、事務局のご説明がありましたが、その点についてほかの委員の方々から何かご意見、ご指摘等がありますでしょうか。

(伊原委員)

この3本の法律はどういった観点からセレクトされたものですか。平成28年度に人権に関して制定された法律はこの三つだけということですか。

(事務局)

平成28年度施行ということで、この3本の法律が施行されました。すべて人権にかかわるということで、人権関連三法ということで人権の運動、啓発の中ではよくいわれているもので、これに関しては、皆様がどれくらい知っていらっしゃるかを聞きたいという思いです。

(伊原委員)

人権に関する三法ということですが、障がい者差別だとか、差別的言動といったところに着目して三つを抜き出したというよりは、見識的な基準、平成28年度に成立した法律という基準ですくい上げたのがこの三つということなのですか。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

今ほどご説明がありましたように、平成28年度に、人権に関してこれだけできたということで、ただ、この法律が実は人権問題にかかわる法律だということをクローズアップというか、アピールする意味も重要だったということで、ただ法律ですので国家法、国のということと、新潟市等の自治体の条例とは少し分けて考えるという趣旨があったのではないかと理解いたしました。いかがでしょうか。

(室橋委員)

この三つの法律は人権という以上に差別を解消するということをきちんとうたった法律なのです。そういう意味で特筆されている法律だと理解していただいたほうがいいのではないかと考えています。

(田巻委員長)

それは、設問のところに人権に関するということは、人権に関する差別解消を目指してということを入れたほうがいいというご趣旨ですか。

(室橋委員)

本当はそうなのでしょうけれども、そこは全体の流れでご判断いただきたいと思います。

(田巻委員長)

太田委員が言われたように、新潟市の特色もありますので、この条例をつけ加えたほうがいいという提案がありましたが、ほかの委員の方は特にそのことについてご意見がないのでしょうか。積極的に入れたほうがいいということではないのかなというふうに理解しましたが。

(室橋委員)

多分、入れ方なのだと思います。ほかの法律の分野との関連で、事務局としてもいろいろと苦労されていますけれども、この文言を、市が関連する条例をどのように入れているかということ、どこかで説明する場面があったほうがいいというのが、多分、太田さんの趣旨だと思うのです。設問のところにどのように入れるかという工夫もさることながら、脇のところに説明があっても、非常にいい条例であることは間違いないものですから、それを紹介するという意味では大変重要なのだらうと思います。ただ入れ方なのでしょうから、そのところは事務局で検討していただくのが一番いいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

(伊原委員)

今の室橋委員のお話を聞いて何となく頭が整理された感があるのですけれども、皆さんに知っていただくという意味では、アンケートではなくて、最終的な調査のまとめの報告書で、この法律に関してはこういう意識調査が出ました。なお、新潟市ではそれからさらに踏み込んでこういう条例を制定しておりますという解説、説明を加えるのがよろしいのではないかと考えています。

(室橋委員)

太田委員の趣旨は、この設問の中にどこかに入れてもらいたいという趣旨なのだと思うのです。答える人がご覧になるわけですから、そこで目に触れるようにしてほしいという趣旨だと私は思うのですが、いかがでしょうか。

(田巻委員長)

これはあくまでも調査を目的としたもの、意識調査ですので、啓発の意図もありますけれども、あくまでもこれは調査で、実態を知ること、啓蒙・啓発の機会あるいは新潟市の素晴らしい条例の宣伝の機会というのは別途考えるということも一案なのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

(太田委員)

伊原委員が言うように、報告書のどこかに入れていただければと思います。私は障がい

者差別にもかかわっていますので、それはきちんとしないと怒られますので、やはりきちんとしたほうがいいと思います。

(事務局)

さまざまご提案ありがとうございます。伊原委員委からお話しいただいたように、このアンケートの結果を踏まえて最終的に推進計画を作成するのですけれども、その中では当然、この新潟市の条例につきましても触れるような形になるかと思っておりますので、そのようなことでよろしくをお願いします。

(田巻委員長)

ありがとうございました。このままということをお願いします。

7ページの間13ですけれども、事務局からご提案がありました。このように変更ということでもよろしいでしょうか。13に関してはけっこう意見が寄せられたところではありますが、そこを反映していただいたと思われましても、よろしいでしょうか。

間14につきまして、いかがでしょうか。これも、私が申し上げたところを反映していただいて、「犯罪の取締りや被害者への支援を強化する」に修正していただいています。よろしいでしょうか。

では、8ページの間15になります。子どもの人権ですけれども、こちらもさまざまご意見が寄せられて、このようになっています。

横尾委員から回答、選択肢の追加のご提案いただいたようでも、これでよろしいでしょうか。

(横尾委員)

私の中では、選択項目に「子の人生が生まれ育った環境に左右されること」を追加していただきかけたのですが、事務局から、現在の選択項目が自分で選べない「生まれ育った環境」を指すとの回答だったことに納得しました。ただし、新潟市子どもの貧困対策推進計画「子どもの未来応援プラン」が出来ておりますので、この推進計画のどこかに盛り込んでいただきたいと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。私は個人的には多分、入れたほうがいいのではないかと思います。ですので、何か策があるということであれば、そのように思います。あとは、高橋委員のご意見等で修正がなされているということではありますが、間15はこれでよろしいでしょうか。

間16、子どもの人権の続きでございますけれども、こちら修正がけっこうなされたところでもあります。「過剰な校則や規則などを緩やかにする」と見直したということでしたけれども、緩やかにするも見直しですか。

(事務局)

「などを緩やかにする」というのは直し漏れでした。

(田巻委員長)

先ほど伺っていて、ここはチェックしているのですけれども。

(事務局)

「規則などを見直す」にしたいと思います。

(田巻委員長)

訂正をお願いします。そのうえで、問 16 はよろしいでしょうか。今のところは 7 番ですね。「過剰な校則や規則などを見直す」ということです。

9 ページの問 17 で、高齢者の人権ですけれども、こちらについては特殊詐欺のところで何が直しなのか今一度お願いします。

(事務局)

問 17 の選択項目 3 ですが、「悪徳商法や」の後の赤が消えてしまいまして、「特殊詐欺の」が追加になりました。

(田巻委員長)

横尾委員からもご意見が寄せられておりますけれども、「子・親族による年金・預金等の搾取」については個別具体的なものは選択肢になじまないとなっているのですが、これで納得されますでしょうか。特殊詐欺や悪徳商法が十分個別具体的な事例なのではないかと思うのですが、いかがですか。

(横尾委員)

私は、これには納得していないのですが、子どものところで親の虐待等があります。これはどちらかという、経済的虐待ということになりますので、個別具体的なものといえばそうなのかもしれないですけれども、非常に多くなっているものの一つでありますので、こういったものも人権に関する問題なのだとということを分かってもらうためには項目があったほうがいいのではないかと、個人的には思っています。

(伊原委員)

私も弁護士業をしている中で、後見関係の事案ですとか、いろいろな事案に接する中で、おっしゃるような、経済的虐待のケースは少なからず見聞きしておりますので、選択肢に加えてもいいと思います。まさにおっしゃるように、事務局のご説明としては、個別具体的なものは選択肢になじまないとありますが、すでに個別具体的なものがありますので、それは理由にならないかと思えます。

(田巻委員長)

7 番の「病院での看護や高齢者の施設において、高齢者に対して劣悪な処遇や虐待をすること」ということで、ここに虐待が入っていますけれども、まさに、他人からの行為は虐待と見なされがちなのですけれども、身内が何かすること、特に搾取というのは後見という名を楯にいろいろなことをやるということが実は虐待ですので、はっきりとそういうことが分かるような選択肢があってもいいのではないかと思います。ほかの方はいかがでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

経済的虐待という位置づけで、6、7 の虐待の後に（経済的などを含む）と入れようかと考えていました。しかし、結局、入れないという結論に達したところですが、今のご意見を受けて、入れる方向で考えたいと思います。

(伊原委員)

今の事務局回答は、6、7 の選択肢で、括弧として「経済的虐待」を入れるということですか。6、7 を選択肢に混ぜ込むという趣旨なのですか。それですと少し意味が違うので、そこはご検討いただきたいです。私としては、例えば独立した設問の選択肢で経済的虐待に関することを入れていただきたいと。括弧書きではなくて。6、7 と経済的虐待は

別な話です。

(事務局)

私どもは直接、個別具体的というお話をしていましたが、「子・親族による年金・預金等の搾取」ということで、あまりにも具体的すぎるのではないかと避けていたのですけれども、経済的虐待について項目を設けるといふことであれば、ある程度一般的なイメージもございますので、そういう形であれば入れやすいのではないかと思っているところです。書き方としては、直接、経済的な虐待を受けること、虐待をすることという、非常に一般的な言い方になってしまいますけれども。

(田巻委員長)

これが経済的な虐待にあるとみんなが理解するかというと、一般的ではないと思うのです。経済的な虐待が何を意味するかということと、虐待の後ろに経済的な虐待を含むかとすると、「劣悪な処遇や」というところの流れでいきますと、どういったことがというのがすごく限定的になってきますし、伊原委員は、高齢者の問題で、特にお金の絡む問題がとても大きいからということなのだとは私は理解しました。それがだれであろうと、お金をめぐってのトラブルを強く問いたいということなのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(伊原委員)

委員長がおっしゃってくださったとおりです。先ほど事務局からの、経済的虐待とだけ書くかのようなご提案は、それもイメージが分かりづらいと思うのです。1番から7番までこれだけ具体的にいろいろと書いてくださっているのに、なぜ、いきなり経済的虐待だけ投げたような言葉になるのかというところは、少しバランスがあわないと思います。

(横尾委員)

「子・親族による」というところが、事務局は引っかかるのでしょうか。「年金・預金等の搾取」を事例のようにして言葉をつなげるというのはどうでしょうか。

(田巻委員長)

「子・親族による年金・預金等の搾取など経済的虐待」とするということですか。

(横尾委員)

もし「子・親族による」というところが引っかかるのであれば、そこは抜いて。

(田巻委員長)

ただ、そうすると、こういうお金を取るのがオレオレとか振り込み詐欺的なものとかというふうに、これも犯罪なのですけれども、そういった要素と、身内がそれをやる、通帳を預かるということをして、実は使っているとかというようなこととは少し分けたほうがいいのではないかと思います。いずれにしても、経済的虐待で皆さんがイメージするかというと、ここには行き着かないのではないかとというのが私たちの中で共通理解ではないかと思うので、もし違うイメージがありましたらご発言をお願いします。

(事務局)

私がかかわった例からお話をさせていただきますと、これは実質、家族に限らず、高齢者住宅といわれる、昔の賄い付き学生アパートのような、ようやくそういった場所を見つけた方が、施設側が預貯金を自由に使っている例などもあって、必ずしも家庭だけとは限らないころもあるということもご配慮いただければと思います。

(田巻委員長)

今のご説明に関して何かございますでしょうか。こうした例が多いので、ここでは家庭のほうにもあるということが重要なのではないかと思ひまして、施設等に入っている例が顕著だからといって、家庭のほうで行われていることを書かない理由にはならないのではないかと思ひます。むしろ、家庭の中のことというのは、私は家族法をやっているのでもよく分かるのですが、プライバシー性が高いので、DV等もそうですけれども、まさにその中で何が行われているかを他人が関知しないことによって問題が悪化していることが定着している考えですので、まさにその中で何が行われているかということが、実は経済的な虐待みたいなものがあるのだと。当事者はそれを人権侵害として受け止めていいのだということを理解するためにも、やはり家庭の中と施設は分けて、両方設けたほうがいいのではないかと思ひます。実際に6と7に分けられています。それをまとめて、搾取ということに関して「子や親族」というところが引っかかる、あるいは明記することが難しいということであれば、でも、重要ですよ。

(伊原委員)

選択肢の文章案を考えていたのですが、親族ですとか、施設の関係者にそこは限定せず書くほうがいいのではないかと思ひています。例えば「高齢者の財産を取り上げたり、財産を自由に使用させずに困窮させること」というのはいかがでしょうか。

(田巻委員長)

いいと思ひます。皆さんうなずいていらっしゃるのでも、きっと賛同ということなのだとおもうのですが、事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

そういう形であれば、非常になじみやすいかなと思ひております。

(田巻委員長)

ほかも見直しがありますので、高齢者に対してということで、だれが搾取するかということは明確にせずに、今の選択肢を設けるということで、問17は再検討をお願いいたします。

問18ですけれども、いかがでしょうか。こちらは特にご意見がなく、このままでよろしかったかと思ひます。

10ページの間19です。こちらは、障がいの内容について細かく例示したということで、修正で変更点としては、結婚のところ妊娠問題と。女性のところで結婚・妊娠・出産・不妊などかなり広く書いていますけれども、こちらは結婚・妊娠問題ということで、出産・不妊等をまとめて妊娠問題としたと思ひますが、これでよろしいでしょうか。

(太田委員)

11番の「結婚・妊娠問題で周囲が反対すること」という表現の仕方がすきっとしないのです。障がい者を差別的に見ているのではないかという気がします。確かに結婚は反対される例が多いですけれども、妊娠問題までそこに表現するのかという気がします。理由は分かりませんが、素朴な違和感をこの表現の中で感じます。これは差別の実態であると。

(田巻委員長)

私も実は、妊娠問題というのがすごく引っかかっていて、妊娠問題というのは何だろう

と思ったのです。「結婚や妊娠に関して」とか、「問題」という言葉を敢えて使わないほうがいいのではないかと。あとは「・」ではなくて「結婚や」としてはいかがかと思います。

(事務局)

事務局で話をしていきまして、前回、「妊娠」という文言を追加した関係上、「問題」という言葉はやはり違和感があるということで、今、ご指摘いただいたとおり、「結婚や妊娠」ということで「問題」という文言は削除させていただきたいと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。その意味で、オーケーになりましたので、これで問 19 はよろしいでしょうか。

(室橋委員)

問 19 の最初ところ、障がいの後の括弧に 3 障がいを書いてあるのですけれども、なぜ入れたのか説明願いたいのですが。

(田巻委員長)

これは前回、私が意見したところを踏まえていただいたかと思うのですけれども、さまざまな障がいといったとき、さまざまな障がい分かりづらいので、もう少し例示したほうがいいということを申し上げて、事務局がこのように作ってくださったのではないかと思います。

(室橋委員)

平成 23 年に障害者基本法が改正されて、少数の障がい者を大多数の健常者が自立支援させるという考え方が消えて、障がいも一つひとつ個性として受け止めた社会にしていこうというふうに法律が大きく変わったわけですけれども、それに基づいていろいろな取り組みも進んでいるのですが、その中で、3 障がいという概念も、法律の障がいの部門としての障がい福祉課だとかさまざまありますけれども、3 障がいに括られるというのはずいぶん古くさくなっているのです。むしろ、さまざまな障がいというほうが、それ以上の括りといいますか説明が入るとかえって分らなくなるのだと思うのです。例えば今の障がいの範囲の中に、慢性疾患だとか認知症だとか難病だとか、そういったものも全部、障害者権利条約に基づく障害者の概念、ディスアビリティの概念の中に全部はいつていくのです。発達障がいについても、研究が進めば進むほど、その範囲もどんどん広がっていくわけです。そういったことを考えたときに、身体・知的・精神という三つを並べておくだけで済まなくなっているのです。これはかえって削ったほうがいいのではないかと思います、発言させていただきました。

(田巻委員長)

ほかの方はいかがでしょうか。このように中黒で連ねると、これだけというふうになってしまうくらいはあると思うので、そういうふうに発言したわけではなかったもので、それは賛同するのですけれども、ただ、さまざまな障がいといったときに、室橋委員はいろいろな知識がおありだし、分かっているからそのように整理されると思うのですけれども、一般の人はどこまでそれを共有しているかというところは分からないと思うのです。障がいというと、身体的な障がいをイメージする人がまずは多いと思うのです。しかし、精神的あるいは知的の障がいは分ける必要があるかどうか分かりませんが、体や心はもっと全般的な問題だと言ってもいいかもしれないのですけれども、心のほうの障

がいというのが実は非常にクローズアップされていて重要で、いろいろなパターンがあり、非常に身近なものなのだとことを知らしめる意味があるのではないかと思います。確かに身体・知的・精神というのはいかがなものかというのは私も思いますが、ほかの方はいかがでしょうか。

(事務局)

事務局で話をさせていただいて、「さまざまな」というところは残させていただき、「体や心などさまざまな障がいのある方」といった記載の仕方ではいかがでしょうか。

(田巻委員長)

今のご提案でいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、そのように直していただくことでお願いいたします。

(事務局)

5時までと考えていたのですけれども、ご意見が出る内容だと思いますので、この部屋は5時半まで使うことが可能です。ただ、委員の皆様もご都合がおありだと思いますので、ご都合がつく方におつきあいいただいてという形で、5時半まで何とかやらせてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

(田巻委員長)

特に退室される方もいらっしゃらないようですので、続行いたします。

問20のほうで何かありますか。

(太田委員)

障がい者施設の職員の人権意識を向上させるといった重要な課題になると思うのですけれども、私はこれは1項目設けていただきたいと思います。非常に過酷な労働の方もおられると思いますけれども、よろしくをお願いします。

(田巻委員長)

どういう文言に変えますか。

(太田委員)

8番に「福祉施設を充実させる」とあります。広義の意味ではその中に含まれると思うのですけれども、福祉施設で働いている方の人権意識を向上させないことには、いくら言ったところで、利用者の対応などが達成できないわけです。それを1項目足していただきたい。あるいは8番の項目の中に、それを含めて入れていただきたいということです。

(田巻委員長)

8は「福祉施設を充実させる」ですが、障がいのある方が利用される、あるいは入所される施設を増やすなり豊かにするということと、今、太田委員がおっしゃったのは、そこで勤務されて、直接、そういう方と接する人たちの意識を高めるということは少し性質が違うのではないかと思います。障がい者に対する人権侵害の救済策、基本的にそれ以外の項目というのは、例えば一般の人であろうと、そこで働く人であろうと、同じようにということはあると思うのですけれども、太田委員の発言の趣旨としては、特にこうした人たちと接する人はもっと高い意識でやってほしいので、学習機会なり研修機会なりということですよ。それについて、ほかの方はいかがでしょうか。

(高橋委員)

項目は違うのですが、5ページの間11の項目4「教職員、保健・医療福祉関係従事者、公務員等の人権にかかわりの深い特定の職業に従事している人の人権意識を向上させる」というものがあります。今、太田委員のほうで、そこで網羅するというのであれば、あえてここの中に入れなくてもいいのではないかと思います。

(太田委員)

私があえて強調したのは、その趣旨を含んで、相模原事件のようなことがあったのです。その問題を、記憶から消えないわけですから、ここではきちんと入れておいたほうがいいと思って発言しました。たしかにそちらに入っていますから、重複するというのも当然あるかと思いますが、障がい者に対する対応の仕方によって、また悲惨な事件が起きないようにするには、その項目を入れておくことが必要かと思います。決して高橋委員の言うことを否定しているわけではございません。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今一度整理しますと、ただ、太田委員のおっしゃっていることは、そこで働く人の意識の向上ですよ。そうすると、高橋委員が言われたように、5ページにあるものが適切だろうと。ただここに障がいのある人のということに限った話ではなくて、もっと一般的な意識向上なり人権意識向上の間11なので、まさに障がい者の人権のところにもぜひ入れたほうがよいということですよ。相模原事件とか、具体的な事例はほかのところでもあると思いますので、皆さんにアピールしたいところはたくさんあると思いますので、そういった観点からというよりは、もう少し一般的に考えたほうがいいと思うのです。そうしますと、問20のところにおいてそういった文言を入れる余地があるかどうかという点でどうでしょうか。障がいのある方に接する機会が多いというか、日常的にある施設で働く人とかかなり特化するということについてはどうなのかなと思われま。障がいのある方に関しての人権意識を高めるという意味で、ここで何かがつんと入れるというのは重要だと思うのですが、ただ、1番から11番まで具体的なものがすでに挙がっていますので。

(事務局)

太田委員のおっしゃることは、確かに事件等、施設で行われている暴力等がニュースになっていることは存じています。しかしながら、高齢者施設ですとかさまざまな施設にこれらの設問を設けないとバランスが取れなくなってくるということもございますので、このあたりにつきましては、計画を作っていく中で、そういったところにも施設に関するとか、また調査がまとまった時点で、こういうことが起きているとかといったところで補足等をさせていただけると非常にありがたいです。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今ほどのご説明は、基本的には問14以降を個別の人権問題に対してどのような改革なり対策が必要かというところで共通している問題であって、問20のところだけそこをかなり充実するとほかとバランスがということで、かなり説得力のあるご説明だったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、問20はそのように、この原稿のままとさせていただきます、11ページ、問21はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

問22はフローチャートではないのですけれども、設問が分かれていまして、問23は問

21、問 22 で答えた人が回答することになっていまして、問 24 で高橋委員からご意見をいただいて修正が施されているところがあったかと思えます。これについてもたしか、「広報紙・誌」が赤になっていないけれども、ポスター等も含む形での「紙」に変わったという変更がなされているかと思えます。よろしいでしょうか。

(高橋委員)

この問 24 については、もう一つ、回答項目の選択肢の中に、インターネットの利用で知ったということも入れていただきたいということで意見をあげているのですが、そこは今のところ回答がないのですが。これは、問題があると思われるところと、きっかけは端緒ですから、少し違うのです。

(田巻委員長)

問 24 の回答選択項目に、インターネット利用と。確かにネットでというのはどこにも入っていないですね。こういったことをどのように知りましたかといったときに、普通は紙媒体とテレビ、ラジオ等のメディアと、それからインターネットという、わりと 3 点セットのように言われことが多いので、その意味でも重要なのではないかと思えますが、いかがでしょうか。

(太田委員)

高橋さんの意見はぜひ入れてください。

(事務局)

失礼しました。これは我々の見落としです。インターネットはさまざまな情報が得られますので、ぜひ入れさせていただきます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。そこは変更していただくということでよろしいでしょうか。

12 ページ、問 25 ですけれども、いかがでしょうか。特にご意見等はこれまで寄せられていなかったようです。

問 26、問 27 についても事前のご意見等、あるいは当日、前回の委員会ではなかったのですが、よろしいでしょうか。問 27 も 1 番に「結婚問題で周囲が反対すること」と書いてありますけれども、これもやはり、結婚や出産、妊娠に関してと、先ほどと同じ表現のほうがよろしいのではないのでしょうか。

(太田委員)

「結婚問題」でいいと思います。出産は別に。

(田巻委員長)

先ほど、障がいのある方のところで、「結婚や妊娠に関して」としたので、そこと同じ平仄をあわせたほうがと思いますが。

(太田委員)

結婚問題で周囲が反対するということは、いわゆる戸籍上の問題が絡んでいるので、出産は特に入れていないのです。

(田巻委員長)

おっしゃることは分かるのです。ただ、当事者としてみれば、例えば妊娠したからこそ結婚したいとか、妊娠と結婚とか、結婚と妊娠という、順番はどちらでもいいのですけれども、今回は、妊娠の前に結婚を入れるとか、結婚のところに妊娠を入れるかというふう

に、全体的に変更がしてあるので、それに沿ったほうがいいのではないかと思います。ほかの方はいかがでしょうか。

(室橋委員)

伊原委員あたりから出してもらうとありがたいと思ったのですが、今、太田委員が言われるように、結婚は戸籍をどうするかということが問われる課題です。妊娠・出産ということになると、当人同士の思いだとか、もっと別なファクターが出てくるのではないかと考えております。とりわけ部落問題で象徴的に出てくるのは、戸籍の問題をどう我々が理解するかということが非常に重要なことですので、これはこのままのほうがいいのかと思うているのですけれども、いかがでしょうか。

(太田委員)

なぜそれに執着するかというと、部落差別の場合は、結婚する段階で反対されるわけです。ですから、出産までいって、また反対するケースは、結婚して以降も反対されているわけです。

(田巻委員長)

私が申し上げたのは出産ではなくて、結婚や妊娠に関してで、妊娠したからこそ結婚という問題が出てくるのではないかと申し上げたのです。いわゆるできちゃった結婚のような形で、結婚問題の前に妊娠があったので、ぜひ結婚したい。でも、お相手はどうこうという問題も発生するかなということ、そうすると周囲が反対することに入ってくるのではないかと考えたのです。

(太田委員)

二人の意志が一番重要なわけですね。一緒に住まれているわけですね。

(田巻委員長)

いろいろなケースがあると思いますけれど、これは。

(太田委員)

いろいろなケースがあります。けれども、大体二人が大体一緒に住まれるケース、まだそれは進んでいると。そこからまたいろいろな問題が。

(田巻委員長)

どんな問題が。

(太田委員)

委員長が言われるように発生します。

(田巻委員長)

どういうケースがあるか分からないので、そこまで具体的なパターンを決めておかないほうがいだろうというのがまずありまして、そのうえで、これまでのパターンだと、おそらくお二人が結婚してから妊娠、出産という手順でということが一般的かもしれませんが、そうでなかった場合とか、あるいは妊娠をきっかけにぜひ結婚したいという方たちが今多いですので、それがたまたま同和問題ともリンクするケースを考えると、ほかと平仄がとれるように選択肢を整えてはというのが私の趣旨です。いかがでしょうか。ほかの委員から何かご発言いただければ幸いですけれども、どうでしょう。

(伊原委員)

難しいなと思いながら聞いておりました。障害者差別のところ、妊娠に反対されると

いう場合におそらく、優生保護法的なああいった観点からのおそらく反対なのだろうと推測しました。一方、同和問題に関して、妊娠について反対されるというのはどういう場面なのかなと思ひながら太田委員のお話を聞いていたのですけれども、妊娠そのものに関して、それを取り上げて結婚は許すけれども妊娠はするのかなとか、そういったお話はあまり出ない実情がありますか。そうすると、私はあえてここで妊娠に関してということは入れる必要はないかとも思うのです。一方で、妊娠に関して入れてもアンケートの趣旨自体ゆがまないと思ひますので、そういう意味では広めにとる意味で入れてもいいのではないかとも思ひます、私の中で意見がまとまっていないのですが、そういった悩みを今持ちながらお話を聞いておりました。

(横尾委員)

私は委員長の見解に賛成なのですが、妊娠が先というおめでた婚といったケースも多くありますし、妊娠をすれば、子供の籍をどうしようかという問題も出てくるかと思ひますので、そこはどうなのでしょう。妊娠自体は反対されないなんていうことはあるのでしょうか。

(太田委員)

部落差別の問題の場合は、結婚に至るまでが大変なのです。いわゆる戸籍でこの人と結婚するとうちもそういうふうに見られるという差別は、部落の場合は非常に強いわけです。例えばいやな話ですけれども、うちも部落の人とすれば血がけがされるとか、それで絶縁をしてしまうわけですね。ひどい場合は結婚式に片方の部落でない人は全員出席しないということなので、これはそのまま結婚問題でということ、私は結果としてそれが結婚されて妊娠されるケースも当然あるわけで、幸せな家庭を描いていければそれでいいわけで、そういう戸籍上の問題、部落の人をどう見ているかと、けがれたものとして見ているのではないかということ、私は強調したいわけです。

(田巻委員長)

その件につきまして何度も繰り返しますけれども、結婚の前に妊娠する可能性を含めてそれで反対されるとか、生まれてくる子供をどうするかとか、また戸籍の問題も発生するということも入れて妊娠に関してというふうには話しているわけであって、結婚の後に必ず妊娠するというケースをここで言っているつもりはないということはお理解いただけたでしょうか。ですから、おっしゃっている意味はよく分かるのですが、まさに結婚問題なのだという、そして戸籍の問題なのだということがあるのですけれども、それは結婚した後に妊娠、出産ということで妊娠、出産を考えればそうなのですけれども、結婚に至る前にもおめでたのようなことがあったときに、どういうふうに出るのかということ、これを考えると、妊娠を付け加えても、あと、調査票全体のその文言の平仄という意味でも入れてはいかかというふうにご提案申し上げたということでした。ほかの委員の方、いかがでしょうか。今、意見が割れていますので、ご意見をいただくと幸いなのですが、いかがでしょうか。

(高橋委員)

お話を聞きながら考えたのですけれども、やはり部落差別問題というのは、先ほどから言っております戸籍の問題が一番大きな問題であって、そこから結婚が反対ですというのが一番の根本にあると思ひます。ですから妊娠の前後というのはあまりそういう意味で

は、差別についてはあまり大きな問題ではないのかなと思ひまして、先ほど委員長がおっしゃったように前後というのはあまり関係なくて、やはり結婚問題が一番の肝の部分かと考えておひまして、そうであればあえてここに妊娠を入れる必要はないのではないかと思ひて、今聞いていました。

(伊原委員)

まだ迷いながら聞いているのですけれども、意識調査なので、もちろん太田委員、室橋委員はより深く関わっていらっしゃる、御存じだと思ひるので、おっしゃる内容に敬意を払ひながらなのですけれども、私たちがそういった事象をまだあると認識していないかもしれないこともくみ取れるような説明にしておいた方がいいと思ひました。もちろん、妊娠に関してを加えることで選択肢の趣旨が全く損なわれてしまう、方向が変わってしまうというのであれば、そこは慎重にならなければいけないと思ひのですけれども、選択肢を分けるというのものもあるかもしれませんね。ですけれども、触れることによっておそらく趣旨は損なわれないと思ひますし、かえってそれに関する、もしかしたら気づいていない事象も拾い上げることができるのであれば、それは拾い上げるべきですので、妊娠に関して加えることに賛成の意見になっております。

(赤塚委員)

この質問を受けるのが一般市民だということをおひまして、そこまで答える人が考えて、結婚問題が、戸籍に関するところが一番なのだということまで考えていないということをおひせば、前と同じように、結婚や妊娠に関してというふうになっていてもいいと思ひますが、私も実際のところこのままでもいいのではないかとこの気持ちもあつて、決めかねております。

(齊藤委員)

私、どちらの意見もおっしゃることがよく分かるのです。問題がどこにあるのかということをおひすと深く考えると、この表記がおそらく一番いいのだろうと私は思ひし、けれど、一般的に調査として同じ聞き方をするというスタンスで考えると、同じに聞くという聞き方も大事だと思ひて、今どちらと言えないのですけれども、ごめんなさい。どちらもおっしゃることがよく分かるのです。どちらかに決めていただければ、すみません、自分でこつちと言えなくて。

(川崎委員)

私は単純に思ひたことではありますが、新潟市が出すアンケートの調査の依頼でございますので、文言を合わせるべきだというのが私の意見でございます。

(事務局)

個人的な意見になってしまうかもしれませんが、やはり結婚というのがこの中ではすごく大きな問題、キーワードなのです、同和問題に関することは。ですからそれをずばり聞くというのが大事だと思ひますし、前回の政令市の設問の比較表を見ているのですけれども、ほかの都市でも同様に聞いているときは結婚を中心に聞くということが多いので、同和問題の中では結婚に対する意識を聞くという意味合ひで、それでいった方がいいのではないかと。今のままでいいのではと思ひます。

(田巻委員長)

それを踏まえて、いかがでしょうか。

一つ確認しておきたいのは、私はまさに川崎委員がおっしゃったところが非常に重要だと思っております、ここに限らず、全体的にこれは新潟市が行う調査であって、残るものであって、公開するものだというときに、文言なり表現なりの平仄を合わせるということは非常に重要だと思っております。ですから「てにをは」はもちろんですし、質の高い調査項目だったりあるいは表現であったりということに、かなり神経を注いだ方がいいと思っております、ただこれが同和問題であるから、同和関係の人権に関することだからということでこのままにということであれば、それはそういった意見の方が多数であればそれは承知せざるをえないのかと思うのですが、平仄を合わせるということに関して、そこをあまり重要視しないということであれば、そこは問題があると思しますので、今のご発言というか事務局のご説明に関して、委員の皆様に関心があるので、同和問題なのでここは結婚問題でいじらないということにするか、それとも、ここはそうなのだけれどもほかに関してはなるべく平仄なり文言なりを合わせることは、それを元にこの調査票を設計していくということに対して、皆さんで理解を得られるのかどうか、そこは気になっております。

(太田委員)

私たちが問題にしているのは、家と家との結びつきなのです。別に妊娠とかいうのは結果ですよ、それはめでたいことでもあり、いろいろな問題をはらんでいますけれどもそういう問題を、同和問題を解決するためには、やはりきちんと結婚問題というふうにアンケートをとっていただきたいと。それを、いわゆる部落の人はけがらわしいということで、家をあげて反対する事例がまだあるわけですよ。その結果、結婚問題で自殺した人も部落の中におられるわけです。

ですから結婚問題、ほかも同じじゃないかということではないのですが、同和問題の根の深さというのは、そういう人と血が混じる、言いにくいですがそういうことはいやだと、いわゆる結婚するのはいやなのだとするところにあるのです。だから、どうしても結婚問題で、全国的にこういう調査をされていると思うのですが、ここで今結婚問題で周囲が反対することで、アンケートをやはりお願いしたいと率直に思います。妊娠までにすると同和問題の根っこの深さが、決して意義がないわけではないのですが、若干焦点がぼやけるかなという感じが、要するに愛情問題あるいは女性をどう考えているんだという問題にずれてしまうのかなという気がしてなりません。

(田巻委員長)

今の太田委員の後、重ねてのご指摘だと伊原委員が懸念されているところの、問題ないかもと言っていたのは、この質問で何を聞くかというところの主眼が、まさに同和問題特有のことを聞くということでそれないようにすることが大事であって、妊娠を入れても大丈夫ではないかというお話だったし私もそう思ったのですが、今の太田委員のお話を聞いて、まさにこれでいじらないことによって、同和問題だからこその表現にしておくということがいいのではないかというご説明でしたので、私の方は取り下げて、ぜひこれでというふうに、ただ川崎委員がおっしゃったように、全体的に平仄を整えていくということについては意識をしてやっていきたいと思っておりますので、ここで共通理解を得られたということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。

13 ページの間 28 も特にご指摘がなかったかと思えます。よろしいでしょうか。

14 ページ問 29 に関しては、外国籍市民等というのは統一した見解でございましたので、そこを直したということで、問 29、30 については主にその訂正だと思いますがよろしいでしょうか。

(室橋委員)

問 28 のところの回答の 4、これは紙・誌、これはこれでよろしいでしょうか。

(事務局)

申し訳ありません。落としてしまって、紙の方だけを残すという形にします。

(田巻委員長)

どうもありがとうございます。

今、28 の話でしたけれども、29、30 についてはよろしいですか。では 1 枚おめくりいただいて 15 ページ問 31 ですけれども、こちらは実は意見をしておりまして、問 31、33 と同じなのですけれども、資料 1 の 24 ページをご覧ください、事務局の回答もしくは対応に納得しておりませんので、皆さまにもご確認いただきたいと思えます。

これは何かというと、人権が特に守られていないと思うのはどういうことかといったときに、回答の選択肢が、守られていないというのは侵害されている人の立場に立ってみると、被害を受けている人の立場に立ってみると守られていないということであって、2 とか 3 とかというのは、それはむしろ侵害する側の主体が、自動詞、他動詞の違いですけれどもそうなっているので、ここは揃えた方がいいだろうということで 31 と 33 を指摘させていただいたのですけれども、いかがでしょうか。事務局は、他の設問同様一般的事象について回答者がどのように考えるかを問うもので、現行のままとしたいというご回答でしたが、私はこれ納得しておりません。

(伊原委員)

委員長の意見に賛成です。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

(高橋委員)

私も委員長の意見に賛成なのですが、これをやるとかなりほかのところも全部大きくかわってくると思うのですが、今、委員長がおっしゃったとおり「する」という能動の表現と受動表現「される」というものがありまして、能動であれば基本的には主語と行為者が同一なのですね。主語と行為者は同一ではないはずなので、そうであればされるという表現が適切だと思いますし、ほかの項目もかなりあるのかなと思いました。

(田巻委員長)

やはりこれは回答している人がどちら側に立っているかというのが分からないので、そこを一般化しておく方がいいだろうというふうに、かなりそこら辺はデリケートに扱った方がいいのではないかと思います。

あと、統一するなら統一しましょうということですよ。するならする、されるならされるということが、せめて自動詞、他動詞だけでも揃えることが必要ですし、ただ、人権侵害というのは今高橋委員がおっしゃったように、だれがこれの行為者かというのは必ずしも判然としないところがありますので。

性的少数者のところですよ。そうですね。これは審議に付け加えたからですよ。内閣府の表現を参考にされたからなので、これを参考にしてまさに変えて欲しいというのが意見でございます。いかがでしょうか。

(事務局)

よろしいでしょうか。委員の皆さまのご意見がたくさん出ていますので、そのように対応するようにしたいと思います。

(田巻委員長)

ありがとうございます。そのほかに、問31と33まとめてやってしまっていますけれども、何かお気づきの点等ございますでしょうか。それ以外のご意見等はなかったようですが。

32、34についても対応策で、こちらについても特になかったかと思えます。

では17ページ新設のLGBTと性的少数者の人権に関してですけれども、こちらはいかがでしょう。35、36、37、38とありますけれども、37を追加していただきました。38の2番の相談、支援体制の充実というところで、支援体制は消してあるのは何か説明があったのでしょうか。

(事務局)

事務局から意図を説明したいと思います。

相談支援体制と入れようと思ったのですが、支援というのはほかで支援の項目が入っているのです。例えば5番の制度の見直しですね。あと広報活動の推進ということで、支援体制といったときに具体的に何を挙げたらいいかということが、もう既にほかで入っていますので、この中で入れる必要はないのではないかとこのように言っています。例えばパートナーシップ制というのがあると思うのですが、それは5番の制度の見直しということで含まれると思います。

(田巻委員長)

私はそれは反対で、支援体制こそまさに必要であって、今、事務局がおっしゃった、制度ということと支援体制はまた別のものであって、パートナーシップ制度は支援体制ではなくてただ仕組みです。結婚という仕組みがないので、パートナーシップ制度を作るというものであって、ここで支援体制と言っているのは、やはり相談に関係して相談する、そして相談した悩みをどう解決していくかというところのサポートなので、支援というのはまさにその先の、何か手を差し伸べて手助けをするということだと思うので、その仕組みづくりというのは今整っていないのではないかとこのように言っています。ここはあえて設けた方がいいのではないかとこのご提案です。消さなくてもいいのではないかとこののが私の提案です。

ほかの方いかがでしょうか。

(太田委員)

やはり支援体制を入れた方がいいと思います。現実的に悩んでおられるわけですから、どこに行ってもいいか分からないと思うのです。そういう苦しみを抱えている方に支援体制を作っていくというのは、私はきちんとした方がいいと思います。委員長の意見に賛成です。

(田巻委員長)

今、太田委員がおっしゃってくださったように、こうしたLGBT等性的少数者の人たちはまさにどこに行ってもいいか分からないというのが本当の問題で、相談窓口を設けていたらそれで終わりではなく、NPOであったり当事者グループとか自助グループとかといいますけれども、そうした人達が手を差し伸べているというのが現状なので、これを公的にも整備していくということが重要かと思うと、これを別に入れておいてもいいのではないかと思います。もしかすると体制という言葉に抵抗があるのかもしれませんが、必ずしも制度をかつちり作るという意味ではなく、そういう全体的な社会の仕組みづくりですので、そんなに抵抗はなくてもいいのではないかと思います。あるいは体制を取って相談、支援の充実でもいいのかどうかは分かりません。

ほかにご意見のある方がいらっしゃいましたらぜひお願いしたいのですが。

事務局いかがでしょう。

(事務局)

今のご意見を踏まえまして、所管する男女共同参画課と相談しまして対応していきたいと思えます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

では18ページ問39について、39、40のところですが、先ほど言ったようにSNS、LINE等のということで申し上げたところでありましたので、ここが先ほど同様にインターネットを巡る人権、どこが直ることになるのでしょうか。これは回答選択肢のところにもLINEなり何かを入れていただいた方がいいのかもしれないのですが。私が申し上げたのは、インターネット利用だけでなくSNSを盛り込む、そしてそこにLINE等もいかがかということだったのですが、先ほど、最初のほうでの議論を踏まえて、ここをどのように変えたらいいのかということなのですから、伊原委員、いかがですか。

(伊原委員)

インターネットの後ろにかっこを入れてしまえばいいと思えます。

(田巻委員長)

問13の大きな表題のところインターネットを巡る人権問題があったのです、インターネットだとみんな分からないだろうということだったと思うのです。特に子供のいじめとか中傷がLINEだからという書き込みとか。

(伊原委員)

多分13の表題のところは、そんなに皆さん見ないのではないかと思いますので、せいぜいインターネット(SNSを含む)くらいにしておいて、インターネット(SNS)を巡る人権問題についてお尋ねしますとだけしておいて、39番なり40番の設問のところインターネット利用に関することでのところに、齊藤委員からご提案いただきましたような例示を含んだ指摘を加えるのがよろしいかと思います。

(田巻委員長)

では、設問の問38の携帯電話での後に、Facebook、Twitter、LINE等のSNSを含むインターネット利用に関するということで入れていただくことでよろしいでしょうか。

(事務局)

39、40に関してそのように対応したいと思います。

(田巻委員長)

よろしくお願いします。

(室橋委員)

問 40 の回答 2 のプロバイダーは、これ伸ばすのですか、伸ばさなくていいのですか。

(事務局)

用語になりますので、あとで調べて正確な表現にしたいと思います。

(田巻委員長)

これは使う人によってけっこう変わるのですけれども、専門家ほど伸ばさないですよ。ただ、事務局が今おっしゃってくださったように、お任せしたいと思います。

では問 41 ですけれども、こちらは新規にということで選択肢、前回委員会では皆さんけっこうここについてはご議論をいただいたところですが、この修正案でいかがでしょうか。

(伊原委員)

この設問は入れるべきでないと思います。回答のところにアンケートにより重大な人権問題であることを認識してもらい、関心を高めたいとご回答をいただいています。たしか前回の会議でもそのような趣旨の回答をいただいたと思うのですけれども、これはあくまでも意識調査であってそういった宣伝活動ではないので、そういった思惑を含んだ設問というのはそもそも設けるべきではないと思っております。おそらくそれに対する反論のご用意として、こういった設問の選択肢、こういった活動についてどれだけ認識されているかをお知りになりたいとおっしゃるのかもしれませんが、それは広告、運動の進展の認識に関する意識調査とか、そういった段階ですべきであって、この人権問題に関する意識調査ではないと思うのです。ですからこの設問は趣旨に合わないのでここからは外すべきだと思います。

(太田委員)

私も外すのに賛成です。といいますのも、非常に政治的な問題ですね。話し合いで平和な、朝鮮半島を含めて作るべきだという意見もある中で、一方的にこの設問をするのは、人権の問題をやりながら政治的な意図、あるいは他人に対する悪意をむしろ増長させるというのは人権調査にとっていかなるものかと考えていますので、伊原委員の意見に賛成です。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

(室橋委員)

私もどこに差別があるのかという話をさせてもらった経緯もございますので、一言発言させていただきますが、可能であれば削除していただきたいと思っております。北朝鮮が拉致したということを認めた以上は、犯罪被害者の人権をどう守るかということで、この問題はアプローチすべきものだと思っております。その意味で、計画の中に当然入れなければいけない話ですから、そこで議論していいものにしていけばいいわけですし、調査をする意味がよく分からない。これはみんな知っている話なのです。薄れて風化しているという状況であればまた別ですけれども、風化しているわけではない。そして、特定の何をイメージさせるのかということにもつながりかねない政治的な意図を極めて感じるものですから、可能であれば外していただきたい。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

この調査に入れているご趣旨としては資料1の27のところでも市の回答をいただいているように、やはり新潟市の人権意識調査としては特色のある部分だということで、そこは非常に理解できるのですけれども、聞き方が非常に難しい、テーマとしても提示するのが難しい問題であるし、ただこれが人権侵害なのだということを、宣伝はしなくてもいいと思いますが、やはり啓発の意味もある調査だと思うので、その意味でも多分盛り込まれたと思うのですが、ただ問題をはらんでいるので難しいのではないかとというのが皆様の思っていることではないかと思えます。ただ、強く外した方がいいと、あるいは室橋委員のように可能であればということがあったのですけれども、ほかの方々、いかがでしょうか。

(伊原委員)

重ねて意見を申し上げます。どうしてもアンケートの形をとった、刷り込みをしようとしているかのようなことが、私はすごく気になってしかたないのです。だから外して欲しいというふうにはっきり申し上げました。もちろんこの問題は重要なことであって、皆さん関心を持っていただいて、一刻も早く救われるべき問題であるということには、私も同意いたします。ただ、アンケート調査の形をとって告知しようという、その姿勢が何か違うと思うのです。

全体としても、この設問はバランスが悪いなという違和感の一つとして、この設問についてだけこういう被害があるのを御存じですか、こういうことをやっているのを御存じですかと聞いているわけです。例えば女性問題に関しては、こういった女性差別があることを知っていますかとか、男女共同参画について国はこういう取組をしていることを知っていますかとか、そういう設問は一切ないですよ、同和問題に関しても外国籍についても。ここだけこのように詳しい指摘があるというのが、とてもバランスが悪くてそこからまた違和感が発生していると思うのですけれども、ですからここには入れるべきではないと思えます。どうしてもやるのであれば別立てのものでやるべきではないかと思えます。しっかり予算を取って。必要なことですから。

(事務局)

事務局から、この経緯も含めてになりますけれども、これ法律がございますのでそれに準じて新潟市も取組としてしっかりやらせてもらっています。国も法務局を含めて、当然取り組まなければならない仕組みでもあります。そうした中で、知識的な知っていますかという形で聞いている部分が多いのですけれども、これは設問全般に言えることでして知識を問う部分は当然出てくると思えます。特に北朝鮮の問題については、皆さんも大分御存じの部分があるのでこのような確定的な聞き方になっていると考えていただきたいと思っています。ほかの設問については、知っていますかと、非常に柔らかな質問なのですけれども、この問題については既に北朝鮮が認めている問題ですので、こうした形で確定的な聞き方をしていると。これに関して、予算を取れという話もございますけれども、人権啓発計画の中で盛り込んでいる課題でございますので、これはここで聞かせていただいても十分馴染んでいるのだらうと考えています。

(室橋委員)

法律があるということは承知しています。でもその法律ができたのは相当前ですよ。平成16年なのです。その後、1回見直しもされているのです。今、なぜなのかというのが分かりません。それは理由にならないと思います。

(齊藤委員)

人権侵害の問題の中で、新潟特有の侵害ということになると、新潟水俣病とそれから拉致被害者の問題が特有に当たるかと思うのです。設問を比べると、11番に水俣病の人権問題があって、後ろの方に拉致の問題があって、きっとこの二つの書き方がちょっと違うから、皆さん違和感を持たれるのではないかと思っていて、そうすると室橋委員の先ほどおっしゃられたことが人権を守っていくという視点が大事とおっしゃったのですけれども、11に合わせるような形で作ると違和感もないのではないかと思うのですけれども、できるかできないかは分かりません。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

今、さまざまな意見が出たと思うのですけれども、整理しますとこのテーマ自体、この人権侵害自体についてもここで取り扱うべきでないというご意見と、趣旨としては新潟特有の人権侵害なので、齊藤委員がおっしゃったように水俣病の問題と整合性をとということですが、ただ、人権侵害の性質がかなり異なるので、新潟特有だからといって11と14を揃えるということはかなり難しいのではないかと私は個人的に思いますし、調査というものは何のためにするのかといったときに、調査をすることによって注意を喚起するという程度の啓発であって、伊原委員がご懸念されているように誘導的な、こういうものだよ、ああいうものだよというふうに教育していくものではないだろうとも思うので、取り扱いは相当に注意したほうがいいのではないかというのは、私もそういう気がいたしております。

今回、これを設けたこととして、前回までの調査に入れていなかったということなのですが、法律ができたうんぬんというのは、室橋委員がご指摘のように前回調査よりも以前の話ですよ、そうするとなぜ今回なのか。そしてなぜこういう形なのか。そしてなぜこの最後にぽこっと入れるのかというのは、やはり皆さん違和感を抱いたままなのではないかと思うのですけれども、事務局いかがでしょうか。総合するとおそらくどちらかというところと反対しているのではないかという、ご発言いただいている委員もいらっしゃいますけれども。

(事務局)

拉致問題に関してはほかの都市でも、市民意識調査で問うていまして、その資料を1枚追加で配付させていただきたいと思っております。

今お配りしました拉致問題の設問比較ということで、他の都市でどのように聞いているか挙げたものです。柏崎市は問題点と対策、相模原市、横浜市は私どもと一緒に知識を問うています。福岡市は問題点が何かということをお聞きしています。これらの都市でもこのように聞いているということもございまして、今回この意識調査に掲載したということになります。

(田巻委員長)

こちらを踏まえまして、ご意見等いかがでしょうか。

(室橋委員)

柏崎市の例は私も承知しております。結果も全部承知しております。たしかもう1問あったような気がするのですけれども、3問だったような気がするのですけれど。

ここで取っているからといってどうなのかと思うのです。新潟市が2例目ということは承知しているものですから、あえて可能であれば削ってほしいという言い方をさせてもらってはいたのですけれども、拉致問題をどういうふうに設問にするかというのは非常に面倒でして、家族が分断されたということは大変な事実で、それは許すことができないのはみんな共通意見なのです。そのことをどういう形で実践していくかということの中で、新たな分断を今いる市民の間で、今いる教室の中で持ち込むこともあってはならないわけでございますので、そここのところのバランスで考えていく必要があると思っております。仮にどうしても拉致問題について質問を入れなければならないという、その必然性を、これは新潟市で起きた事件だからということなのかどうか。まずそこをお伺いしたいと思っております。

仮にそうだとすると、そのことは先ほど申し上げたように風化しているわけでもないし、だれも無視しているわけでもないし、それがいい問題だなどとだれも思っていない。では、そこをどういうふうにするかということになると、実は柏崎市の対策のところでの設問で、回答の一番多かったのは、政府が何とかしろというのが圧倒的な数だったわけでございます。これは皆さん共通の認識なのです。市民に何ができるかということ、国に対して何とかしてほしいということを要望することしか今はできないわけで、ここに住んでいる北朝鮮の皆さんが悪いのだから、その人たちをつるし上げればなんとかなるなどということだとは、どなたも考えてないと思うのです。そういう視点で後押ししていくということは大事なことだと思っておりますけれども、犯罪が起きた都市だから入れたいという思いがあるのかどうか、では具体的な進め方として、どういうことを展望されてアンケートをとろうとしているのか。この2点を伺いたいと思います。

(事務局)

当然横田めぐみさんの件もございませし、これは新潟市特有の非常に重要な戦いだと思っております。特定失踪者の大沢さんの件もございませるので、特に新潟県はそういう部分では非常に特異な県であるという部分もございませ。そうしたところで、今非常に局面も進捗している状況で、これが5年に1回の人権の調査になりますので、ちょうどタイミングがいいのではないかとこの部分もございませ。そうした中で特に取組が、私たちもこの案件について市民の意識調査ということをしたことがございませないので、特にどういう取組が必要なのかということで、1から6までの選択肢を設けさせていただいており、この結果に合わせまして取組をどういうふうにしていったらいいかという部分を、政策として考えていきたいと、そういう意図がございませ。政治的なというお話がございませたけれども、その部分は私たち行政として特別にこういう考え方、そういう方向性があるからやるというものではございませないので、純粋に人権問題として非常に重要な課題だと考えていると、そういうことで挙げさせていただいております。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

もう少しご説明をいただきたいのが、今、ご趣旨がありましたけれども、これを市民が

どのくらい認識しているか、知っているかということを知りたいのですか。例えば5番で北朝鮮の人権啓発週間があることも含めて、これが何パーセントだとか何とかと知って、その結果をどう処理するかにもよるかと思うのです。調査というものは、結局データをどう分析するなり何なりという結果をどう扱うかですけれども、得られた結果をどう処理するつもりでこれが出ているのかと思うのです。

(事務局)

担当課がございますので、そちらのほうで今後の啓発の方法ですとか、そういう部分に生かしていきたいということです。

(田巻委員長)

具体的にどういうふうに生かすと。担当部課とおっしゃっても、例えば今でも多くの拉致被害者が帰ってこない中で。

(事務局)

特定失踪者の関係も書いてございますけれども、そういった知識について、どういう部分をよく知っていらっしゃるか、知っていないかと。どこに力を入れて活動して、市として取り組んでいくべきかという部分をこの設問の中から分析していきたいということです。集会とか啓発活動をやっていることも知らないということであれば、そういう部分も力を入れていかなければだめだろうと。特に5番については知らない方も多いのではないかと。そういう部分も比較してみたいということでございます。

(田巻委員長)

例えば4、5なら分かるのですけれども、1、2、3については取組みとどう連動するのかと。知らない人がこんなにいるとか、知っている人がこんなにいるのかで終わるような気がするのです。

(事務局)

2番は、特定失踪者ですとか、拉致被害者という方は17名いらっしゃいますけれども、それしか知らないのか、それとも特定失踪者ですとか、その疑いのある人も含めて知っていらっしゃるかどうか。その部分で啓発活動もだいぶ変わってくる部分もあると思いますし、使えるツールも変わってくる部分が出てくると思います。

3番については、現状についてどのように、横田さんのことをご存じなのかどうなのか。もしかすると、今の若い人たちは風化しているのではないかとといった懸念もございますので、その部分も聞きたいということです。

1番は、これは一番基本のところですがけれども、1番目において、その部分を知っているかどうかと。特に若い世代が、というふうに担当課も心配している部分はあるということでございます。

(田巻委員長)

しかし、反対にそれだけの目的があるとしたときに、この設問でそれが本当に果たせるのかということが気になってまいりまして、実際の取組みに生かしていくためにこういう設問で実態を知るといふことであれば、もっと本当は展開する話だろうと。そうすると、ますますここにはなじまないだろうと直感的に思ったのです。

(事務局)

政治的に意図があって挙げているわけではございませんので。素直にここは、自分たち

の施策に反映できるかどうかという部分で、あまりここでボリュームをとれないということで、私どももページ的にはこのくらいしか用意できなかったのですが、この中で聞けることを聞いていきたいということでございます。

(川崎委員)

非常に政治が関係してくる問題かと思えます。国家による重大な人権侵害の問題ですと記載されていますが、逆の立場からすると、在日同胞の皆さんにとって納税など、そういった義務は果たしているけれども権利が発生していないという面もでございます。新潟市にある朝鮮学校については一条校に認められておらず助成金がない中で、授業料が高くなるものですから生徒がなかなか通えないという実態があって、教員に給料も払えないという状態になっているというのが実態でございます。在日同胞の皆さんからすれば、我々が重大な人権侵害を受けているととらえられる可能性もあるというところもありますし、この設問についてここで問うのは不適切ではないかと私は感じるところであります。

(田巻委員長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。結論が出ないですけれども、これだけ反対、違和感、異議がある中で、これを維持するということがかかなり難しいのではないかと率直な印象として思うのです。ほかのところの文言等を修正ということと違って、この設問自体がという。ここにこれを設けること自体がというご意見があるので、どのようにこれを考えていけばいいかと思うのですけれども、どうでしょうか。ご発言いただけない方で何かコメントをいただけないでしょうか。

(高橋委員)

私も、今皆さんの意見を聞いて、政治的な場面も含めていろいろな大変な問題もあるのかと思っていました。先ほど、事務局から説明を聞かせていただいて、なおかつこういった他の関係市もやっているということであれば、ここは率直にこういう聞き方でもいいのかと思いました。特に、啓発ももちろんこういうアンケートの中には兼ねておりますので、そういった面であまり深掘りしてしまうと、確かにいろいろな問題が出てきますけれども、単にこの程度の聞き方であれば、アンケートとしてもそんなに不適切ではないのかと感じました。

(室橋委員)

回答の5番の啓発週間はいつ設定されたものですか。いつから設定されたものなのかお聞かせ願います。

(事務局)

今の啓発週間は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の対処に関する法律、平成18年6月で定められているものです。

(田巻委員長)

ほかはいかがでしょうか。まず、この設問を残すか残さないか。そして、文言を変えるか変えないかの段階でいきたいと思えます。この設問自体に反対というご意見もありました。これは、決をとってもいいのですか。話し合いですよね。この設問自体を、削除すべきだという伊原委員を中心としてご発言がありましたけれども、これについて賛同して、ぜひ削除すべきだというご意見がほかにもありますでしょうか。川崎委員もどちらかというところとそれに近いですよ。

ほかにどうでしょうか。どっちを先にといいわけにもいかないですね。結局、内容的にも同じです。伊原委員、重ねて何かありますか。

(伊原委員)

私はまだ事務局の説明にも納得できておりません。私は 41 番は削除を進める立場ですけれども、問 6 に人権にかかわる課題がいろいろありますが、と網羅的に並べている部分があります。もしでしたら、ここの一つに拉致問題を加えて。

(田巻委員長)

16 番ですか。入っています。

(伊原委員)

入っていますね。失礼しました。撤回します。ここに入っていることでもういいのではないかと思います。

(田巻委員長)

ほかにいかがでしょうか。少し收拾がつかなくなっておりますが。

(赤塚委員)

新潟人権擁護委員協議会としては、重要な人権侵害問題だということ啓発を続けて毎年やっています。この前も私は言ったのですが、人権問題だということを知っているか、その意識だけ確認するくらいで、あまり詳しい内容のことはなしにして、もっとさらりとした形でいれるなら残してもいいのではないかというものが私の意見です。

(田巻委員長)

確認したいのですけれども、そうですと問 6 の 16 で拉致被害者とその家族に対する人権問題とそれに関心がありますかと聞いているところでは不十分でしょうか。そのさらっとというものは、知っているか知らないかといったら、知っていますかのところに。

(赤塚委員)

それは人権問題だということを知っているかどうかあたり。

(田巻委員長)

ただ、すべて重要な人権問題ですよ。重大な。それを問 6 ですべて重大なとは思うのですけれども、だれにとっての話なのか。ただ、おっしゃる意味はよく分かります。特に新潟において、そして法律もあってということだと思ふのですけれども、中身を少し変えるのであれば残してもいいかというご意見ですよ。

削除すべきだろうという伊原委員のご意見もありました。ほかにいかがでしょうか。少しこれは割れているというよりは、残してもという方もいらっしゃるのですけれども、そうでない方はもっと強くこれはというご意見だと思います。違和感を抱えたまま、せっかく事務局からご用意いただいたわけですが、ほかのところでもやっているということですから、ほかのところでもやっているからやるかと言うとそれはまずないということは多分皆さんお分かりだと思います。柏崎市もそうですし、新潟市も該当する地域、特に具体的な被害者がいる地域という意味では、ここは意識を高くして取り組みたいという事務局のあるいは新潟市の姿勢もよく理解できる場所ですけれども、これをこの調査の中に設けることはどうなのかということについて改めて考えたいと思います。

人権に関する市民意識調査のご協力をお願いのところで、あるいはこの調査をやる新潟市の趣旨からするとどうだったのかということ。これは継続調査で、5 年ごとにやっ

るから前回とある程度整えてということがあったわけですがけれども、これはかなり新規に設けるという話になっていて。性的少数者LGBTのところのように項目として、カテゴリーとしては少し昇格させたというところのものとは少し性質が異なる新規追加だとは思いますが、説明が相当つく必要があるのではないかと思います。なぜこれを設けたかということの説明できないといけません。ところが、この委員の中でも説明に納得ができませんとなると、相当に議論すべきところだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

補足させていただきます。私どもの人権計画ですがけれども、国が定めている人権教育・啓発に関する基本計画に沿った形で項目を設けております。平成23年4月1日の閣議決定ですがけれども、国では基本計画の一部変更ということで、この時点で拉致問題に関する項目を国の計画に加えるということで通知が出ております。私どもは、最初の基本計画を平成20年に作って、平成27年に改訂しましたがけれども、改訂の時点ではどちらかというと、新潟市の総合計画が変わったのでそれに合わせて体系を直したというところがございます。国の基本計画が項目として拉致問題を取り上げる閣議決定をした後に、ここの部分は、私どもの計画には取り上げておりません。

今の計画を見ていただきますと39ページの10番のさまざまな人権という中で拉致問題というのですが、わずかに六、七行がすでにこの時点でも実質上は記載がされております。ですので、平成23年度に国の閣議決定ということで項目として設けられたということと、実際に新潟にこういった被害を受けられた方がいらっしゃるという中で、今の現行の計画のこの六、七行だけでよろしいのかというところが今回ございまして、これを新潟市として調査の中でどのくらいご存じの方がいらっしゃるかと。これはあくまで計画を作っていくための基礎資料とさせていただくところですので、市民の皆様の意見や意識について伺いたいという気持ちがございます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。今のご説明をいただけたところも踏まえていかがでしょうか。

(太田委員)

私は、これはアンケートになじまないと思います。国の法律ができたとして、先ほど言ったような在日の方の人権侵害だとか、これは結論が最初に出ている問題ですから、行政はあるいは政治と、流動的ですがけれども、それと絡みながら施策を行えばいいので、在日の方はどのように感じるのだろうかといった問題を含めてアンケートを実施するべきで、これは結論が出ている問題だから施策でやればいいので、このアンケートとはなじまないと私は思うのです。

確かにいろいろな委員の方がおられていろいろな意見が出ましたけれども、私たちが新潟で在日の方と仲良く、お互いの人権を認めて施策を進めていくためのアンケートならいいのですが、このような問題を、ある意味では市民に一定のアンケートを押しつけると。そうであれば、市は拉致問題については別立てでアンケート、市民の意見を聞くということでおやりになればそれでいいのであって、ここであえてやるということは、このアンケートの目的からいってもなじまないとしますので、率直に言えば私も削除をお願いしたいと思います。

(伊原委員)

私もまだ説明では納得しておりません。今後の計画立案あるいは推進のための資料にするということですが、それにするにはこの設問なり選択肢は乱暴過ぎる。これでは何の資料にもならないと思いますので、この設問には反対のままでございます。

(室橋委員)

趣旨は伊原委員と同じですが、特に先ほど質問しましたこの啓発週間。これを知っているか。多分、ほとんどの人が知らないと思うのです。ほかのことはみんな知っています。これを知らないことを明らかにするためにとっているアンケートかなど。それがどういう意味を持つのかと思うのです。行政としての努力不足が明らかになるだけの話であって、この意味が本当にどうなののでしょうか。この設問の意味が正直いってやはり分からないです。

(田巻委員長)

国の計画でも、法律でも、拉致問題を正面きってやっていきましょうということはよく理解できますし、そのための対策のためにアンケートをとりたい、あるいは市民の実態を知りたいということもよく理解できるのですけれども、このアンケートに入れなければいけないかというところがどうしてもなじまないというところに落ち着くのかという気がします。賛成の方もいらっしゃるかもしれません。例えば太田委員がおっしゃったように、別立てで、拉致問題だったら拉致問題の対策のために、我々の委員会でもいいですし、何か違う取組みをすればそれでいいのかという気がしてきております。

室橋委員がおっしゃったように、私も実は申し上げるとこの5番は知らなかったほうでして、知らないということがもう前提で対策が動けばいいのだと思うのです。これを知らしめるためのキャンペーンを張ればいいのだと思うのです、このアンケートをとる前に。そのような気がします。ほかのところについてもそのような感じを持っております。

ほかに何か補足あるいはご意見等をいただける方がいらっしゃいましたらどうでしょうか。

おそらく、新潟市としてきちんとこれに取り組んでいないということにはもちろんしたくないですし、私たちもそれは同じ気持ちだと思うのです。ただ、このアンケートに入れるのはという、この調査に入れるのはということが非常に引っかかっているということだと思います。この問題に取り組むことには非常に賛成であって、この調査を機にということで、新潟市もこれを気にしているということを示す機会ではある好機ではあるけれども、適切かどうかというと、そうではないだろうということになるかと思えます。

(事務局)

これは設問そのものですので、ここはいったん引き取らせていただいて、もう少し検討させていただきます。

(田巻委員長)

ありがとうございます。

(事務局)

ご意見としては、ここは政治的ではないかという部分にだいぶこだわられているということ。

(田巻委員長)

それは、限らないと思います。最初にそういうご発言があったと思いますけれども、そ

れ以外の方は政治的のところではなかったと思います。

(事務局)

そうであれば、このアンケートになじまないということで、反対なさっている方たちはそういうことでよろしいでしょうか。

(田巻委員長)

一言では集約し切れないと思うのです。これだけご意見が出ましたので、そういうふうにとまとめられると何のために意見をされたかということになってしまうと思いますので、それぞれご発言された中身はニュアンスを含めてまとめるわけにはいかないと思うのです。ただ、このアンケートになじまないけれども、その理由はさまざまということと、含めるべきではないということがもっと強くあるということは確かだと思います。もう1回検討していただけるということで、今日はこの時点にして、次に進めたいと思います。

19 ページの自由意見のところは特にご意見はなくこのままで、最後のページのところは、私が提案させていただいた専業主婦のところでも、45 の5 番を専業主婦として(主夫)にしたのだったら6 番のところも「主夫」と言えるべきだと思いますけれども、「主」が入っておりませんので、こちらも直していただければと思います。よろしいでしょうか。6 番も「主」に直していただいて。投函のところもご指摘させていただいて直ったかと思えます。

私の不手際もありましてすみません。一通り終わりました。皆様のご協力でここまですることができましたので、議事進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

皆さん、遅くまで大変ありがとうございます。もう少し練れた形でご提案できればよかったのですが、大変申し訳ありませんでした。

今後の流れを手短かに説明させていただきます。事務局は、今後の市民意識調査について本日のご意見と前回のご意見を踏まえて最終案を作成します。作成後は各委員の皆様、庁内の関係課の皆様から最終確認をいただきたいと思っています。

皆様には郵送しますので、ご確認をお願いします。もし、修正が必要な箇所がございましたら急ぎご連絡をいただきたいと思っています。期限は、最終案がどれくらいできるか少しめどが立たないので、ご案内をお送りする時にいつまでというご案内をさせていただきます。ただ、時間に限りがございますので微調整程度の修正になることをご了承いただきたいと思えます。

今回の調査は10月中旬に調査票を発送し、11月上旬に投函締め切り。年末には回答結果を分析した報告書を完成したいと考えております。

次回第3回の会合は来年の2月を予定しております。今回のこの調査結果を確認のうえ、計画改訂に向けたご意見をその場でいただきたいと考えております。年が明けましたら日程調整をさせていただきます。

本日ご意見いただいた調査票の体裁について簡単に説明させていただきます。本日のご意見をいただきまして、調査票のページが20ページに収まるのではないかと考えています。現状のお配りしたものを数えますと20ページまでなのですが、表紙と最後の白紙の部分がありますので、都合22ページになってしまうのです。ただ、余白の部分がけっこうありましたので、詰める形で何とか20ページに収めまして、印刷の場合、4の倍数でないとは効

率的ではないということもございますので、そのように事務局でやっていきたいと思いません。

本日追加でお配りした第1回の議事録がお手元にあるかと思えます。だいぶ厚いものになっています。これは、第1回委員会の確定前の未定稿になります。各委員におかれましては、ご自身の発言を中心に違う箇所がありましたら事務局までご連絡をお願いします。修正依頼はできるだけメールでお願いしたいのですが、難しい場合は電話等別の手段でもかまいません。こちらについては9月7日までに連絡をいただきたいと思えます。修正がなければ連絡の必要はありません。

本日、第2回の議事録もできあがり次第郵送させていただきますので、同様にご確認いただきたいと思えます。この議事録は新潟市のホームページに最終的には掲載させていただくようになりますので、よろしくをお願いします。

本日の駐車券ですけれども、前回と違い既に機械を通した形で皆様にお返しできるように用意しましたので、本日はこの駐車券をお持ちになってそのまま駐車場を出られても無料扱いとなりますので、よろしくをお願いします。事務局からは、以上となります。

(司 会)

田巻委員長及び委員の皆様におかれましては、長時間にわたり大変ありがとうございました。以上をもちまして、第2回委員会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。